
葛飾区地域防災取組事例集
(素案)

令和6年3月

葛 飾 区

葛飾区地域防災取組事例集（素案）

目次

1	平成 25 年度	柴又地区	1
2	平成 26 年度	堀切地区	2
3	平成 26 年度	柴又地区	4
4	平成 26 年度	新小岩地区（小松中学校）	6
5	平成 27 年度	新小岩北地区（東新小岩二丁目におけるマンション）	8
6	平成 27 年度	青戸地区（青戸六丁目におけるマンション）	9
7	平成 27 年度	亀有地区（道上小学校）	11
8	平成 27 年度	新小岩地区	13
9	平成 28 年度	金町地区（東金町小学校）	22
10	平成 28 年度	亀有地区（亀有中学校）	24
11	平成 28 年度	新小岩地区	26
12	平成 29 年度	金町地区（プラウドシティ金町）	28
13	平成 30 年度	奥戸地区	30
14	平成 30 年度	柴又地区	31
15	平成 30 年度	新小岩北地区（1）	33
16	平成 30 年度	新小岩北地区（2）	35
17	令和元年度	東四つ木地区	37
18	令和元年度	新宿地区	39
19	令和元年度	亀有地区（亀有五丁目）	40
20	令和元年度	奥戸地区	41
21	令和元年度	立石地区	43
22	令和2年度	東四つ木地区	44
23	令和2年度	奥戸地区	45
24	令和3年度	奥戸地区	46
25	令和3年度	新小岩北地区	48

1 平成 25 年度 柴又地区

●地区の概要

柴又地区では、防災市民組織、町会、消防、警察などをメンバーとする「地区連絡会」を設置し、地域での防災活動を推進している。対象となる地区は、北野小学校を避難所としている柴又一丁目～三丁目と柴又四丁目、金町一丁目の一部で構成された「柴又北野町会」である。また、柴又二丁目のマンション「ガーデンプラザ柴又自治会」を含む。なお、柴又北野町会は平成 17 年に法人格を取得し、町会独自で地区内に街灯の設置や防犯パトロールを月に 2・3 回実施、8 月には北野小学校 PTA と協力して盆踊り大会を行なうなど、活発な町会活動を行なっている。

●取り組みの流れ（平成 25 年度）

年月日	活動内容	内容
平成 25 年 5 月 24 日	第一回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連絡会要綱の説明 ・委員紹介 ・前年度の活動内容振り返り ・今年度の活動計画について ・活動案とスケジュール案の提示
8 月 9 日	第二回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・年間スケジュール案の再提案 ・具体的な活動内容の提案と検討 ・発災時の地域組織体系について ・要援護者調査アンケート案
10 月 30 日	第三回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認プレートの制作案 ・12 月の安否確認報告訓練の概要説明 ・要援護者名簿の作成
12 月 1 日	柴又北野町会防災訓練での安否確認報告訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認プレートの配布 ・安否確認プレートの掲示確認と報告 ・一連の流れにおける問題点の把握
平成 26 年 1 月 17 日	第四回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・12 月の安否確認報告訓練の報告と総括 ・戸建住宅向けの安否確認プレートについて ・安否確認情報の取りまとめシートについて ・2 月の避難所運営訓練の概要説明
2 月 16 日	北野小学校避難所運営訓練（安否確認報告訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認プレート等の事前配布 ・組長や理事による世帯別安否情報の収集 ・現場での安否情報の取りまとめ ・避難所運営本部への安否情報の報告（無線機および徒歩伝達） ・避難所運営本部での安否情報の取りまとめ ・区災対本部等への報告
3 月 7 日	第五回地区連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・2 月の避難所運営訓練の報告と総括 ・年間の活動報告 ・次年度活動の検討



写真：「安否確認プレート」を使った世帯別での安否確認作業の風景（2月16日）

2 平成 26 年度 堀切地区

●地区の概要

- ・葛飾区西部、綾瀬川の東側に位置する堀切自治町会連合会の区域。
- ・8自治町会により構成され、それぞれ独自の考え方とスタイルで防災対策に取り組んできた。
- ・区域内に5か所の避難所が指定されており、8自治町会が分担して、それぞれの避難所運営会議を設置している。

《関係自治町会》

- 堀切東町会 ○堀切南町会 ○堀切北町会
- 堀切中央町会 ○堀切西町会 ○堀切四丁目中町会
- 堀切四丁目北町会 ○堀切京南自治会



●取組の特徴

「堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会」を中心に、平成 24～26 年度の 3 か年をかけて、震災時には 8 自治町会等が協力して対応活動を展開できるような総合的な地域防災体制づくりと、各自治町会の防災対策の参考書となる「震災対策の手引き（案）」の作成に取り組んだ。また、その過程で、様々に工夫を凝らした防災訓練の実施や、地域独自の「防災マップ」の作成、「堀切防災通信」の発行にも取り組んだ。

●取り組みの流れ

平成 24～25 年度：共通課題の抽出

- 町会アンケートの実施
- 各自治町会へのヒアリング調査
- 地域別防災カルテの作成

平成 25～26 年度：共通課題に応じた訓練

- 各自治町会等の訓練企画の整理・調整
- 訓練参加者へのアンケート調査

平成 25～26 年度：防災体制づくりの検討

- 震災時における地域の役割
- 地域活動の流れと事例学習
- 各自治町会の準備状況の整理

平成 26 年度：マニュアル等の作成

- 防災マップの作成
- 地域の防災体制の考え方の整理
- 震災対策の手引き（案）の作成

●4つの共通課題と対応活動

取り組みの過程で、8自治町会における共通課題に応じて次の対応活動を展開

①地域の防災意識喚起

- 堀切防災通信の編集・発行（計7回）
- 防災マップの全戸配布
- 意識喚起を目的とした訓練・イベント

②水害対策

- マンションとの協定締結（計5件）
- マンションへの垂直避難訓練

③避難所運営

- 子ども向け宿泊体験・総合防災訓練
- 要援護者も含めた避難所運営訓練

④地域の災害対策本部の役割と機能

- 2段階の防災体制の提案
- 防災リーダー研修会における認識共有

●課題と解決策

当初は、それぞれに活動してきた 8 自治町会が足並みを揃えた統一的な防災体制の整備を目標としたが、各自治町会の事情や意識、関心事は異なり、「堀切防災通信」の発行や地区内で行われる防災訓練の共有化などを試みても、その溝は埋まらなかった。そこで、各自治町会の取り組みを尊重しつつ、必要に応じて協力体制を築けるよう、災害時の情報連絡を重視した「2段階の防災体制」を考案し、地区全体での共有化を図った。

●取り組みの概要

8 自治町会の取り組み

- 各自治町会における取り組みの現状調査
- 関係団体との協力
- 課題の抽出と対策



地域防災部会

【地域の共通課題】

- ①地域の防災意識喚起
- ②水害対策
- ③避難所運営
- ④地域の災害対策本部の役割と機能

地域の防災意識喚起

- 堀切防災通信の発行 (計7回)
- 防災マップの配布
 - ・地区全体版 (1種)
 - ・自治町会版 (8種)



防災訓練の工夫

- 意識喚起型訓練
 - ・学習会・講演会
 - ・パネル展示・説明
 - ・シューター体験
 - ・子ども防災イベント
- 水害対策訓練
 - ・マンション垂直避難
- 避難所運営訓練
 - ・小学生の宿泊体験
 - ・中学生の防災学習
 - ・福祉避難所の開設
- 町会本部訓練
 - ・安否確認
 - ・情報収集・整理



パネル展示・説明



シューター体験



垂直避難



小学生宿泊体験



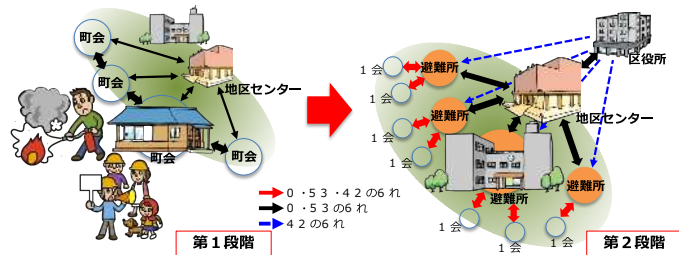
中学生防災学習



町会本部訓練

2段階の防災体制

- 第1段階：発災直後の自治町会体制
- 第2段階：避難所等を拠点とした情報連絡・協力体制

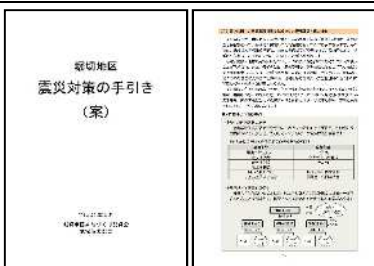


震災対策の方針の共有

- 防災リーダー研修会での報告
- 「震災対策の手引き(案)」の作成



防災リーダー研修会



3 平成 26 年度 柴又地区

● 3か年の活動内容と流れ

柴又地区地域防災会議の対象地域は、柴又一丁目～三丁目と柴又四丁目、金町一丁目の一部で構成された「柴又北野町会」と柴又二丁目のマンション「ガーデンプラザ柴又自治会」である。

本地区では従来から、消火器を使った初期消火訓練や炊き出し訓練などは定期的に行われてきた。地域防災会議の取り組みが開始されたことで、地域全体での「共助」に主眼を置き、避難者対応や住民の安否確認を重点テーマとして対策を進めるため、避難所受け入れ訓練や安否確認訓練、無線機使用訓練などの防災訓練の内容を拡充した。また合わせて地域住民への防災意識の向上を進めるため、防災マップの作成や防災訓練へのスタンプラリーの導入など、新たな視点で防災対策が進められた。

主な取り組み	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重点テーマ ・避難者対応 ・地域住民の安否確認 ・地域住民への広報・啓発	<div style="text-align: center;"> </div>		
		<div style="text-align: center;"> </div>	
		<div style="text-align: center;"> </div>	
			<div style="text-align: center;"> </div>
			<div style="text-align: center;"> </div>
			<div style="text-align: center;"> </div>
防災訓練(柴又北野町会) 防災訓練(GP柴又自治会) 避難所訓練			

● 活動内容

《避難者カードの作成・避難所受け入れ訓練の実施》

主に災害時の速やかな個人の安否確認とニーズ確認を進めることを目的として、避難所やマンションで使用する「避難者カード」を作成した。作成した避難者カードは、避難所受け入れ訓練などで利用の検証や地域への浸透・啓発を実施しながら改良を進めた。



写真：作成した災害時避難者カードの配布と着用、回収・集計の様子

《安否確認シールの作成・安否確認訓練の実施》

災害時の世帯の安否確認を進めることを目的とした、各世帯に配布する「安否確認シール」を作成した。作成した安否確認シールは、安否確認訓練などで利用の検証や地域への浸透・啓発を実施しながら改良を進めた。（3か国語で表記、分かりやすい表記などに改良）



写真：作成した災害時避難者カードの配布と着用、回収・集計の様子

《無線機を活用した情報収集訓練の実施》

災害時に発生する被害の情報を、速やかに避難所運営本部や区災害対策本部へ伝達するため、町会・自治会の役員を中心に被災現場の情報を収集し、無線機を使って報告するよう、連絡体制を整備し、その体制を情報収集訓練で検証するように努めた。



図・写真：現場での情報収集と北野小学校避難所運営本部での情報集約の様子

《地域住民への広報・啓発活動》

（防災マップの作成、訓練へのスタンプラリー導入、広報誌「防災きたの」配布）

地域の中で防災対策が身近になるように、地域住民自ら防災マップを作成したり、町会の防災訓練にスタンプラリーを導入したり、定期的に防災の広報誌を発行するように努めた。



写真：広報誌「防災きたの」の概要、スタンプラリー実施風景や掲示された防災マップの様子

4 平成 26 年度 新小岩地区（小松中学校）

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・地域活動が活発な地域で、各自治町会との結束も固く、防災活動にも積極的に取り組んでいる。
- ・平成 26 年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目）の 6 自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、「避難所」をテーマに活動を行った。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第二町会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |

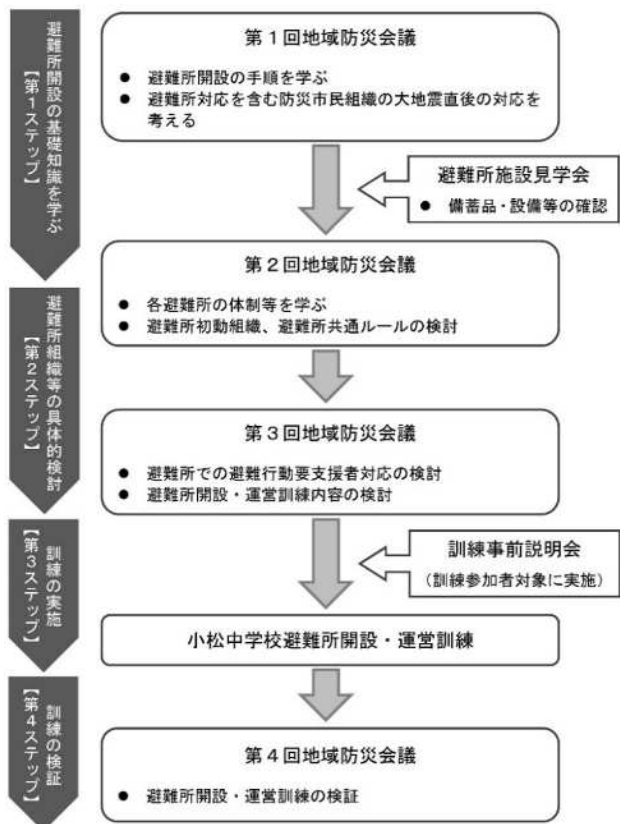


●訓練の特徴

新小岩地域防災会議の中で、避難所開設時の避難所初動組織を見直し、各自治町会の役員等を対象に、一時集合場所の開放から避難者を校舎内に受け入れるまでの手順を体験する訓練を実施した。参加者約 100 名。

●地域防災会議の取り組み

平成 26 度は 4 回の会議と 1 回の訓練を実施した。会議では、避難所開設・運営訓練の実施に向けて、避難所開設を中心に学び、避難所組織のあり方などの検討を積み重ねた。そして、話し合ったことなどをもとに避難所開設・運営訓練を実施した。訓練後には、訓練の検証として課題等を出し合い、次年度に向けた取り組みを確認した。



●避難所開設・運営訓練の実施

会議で検討した避難所初動組織3班体制をもとにして、避難所にある備蓄品や設備等を活用しながら、一時集合場所の開放から避難者を校舎内に受け入れるまでの避難所の開設手順を体験する訓練を小松中学校で実施した。

《各班の訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・組織図（任務分担表）の作成 ・班長会議の開催（情報共有） ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽の措置 ・避難者への待機指示（呼びかけ文作成） ・避難者待機場所の環境整備 ・情報掲示板の設置と掲示物作成 ・仮設トイレの設置 ・避難行動要支援者の対応 ・避難者受付の設置 ・避難者の受付業務 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立入禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・避難所共通ルールの決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立入禁止場所等の措置 ・居住スペース（体育館）の通路設定

●避難所初動組織の見直し

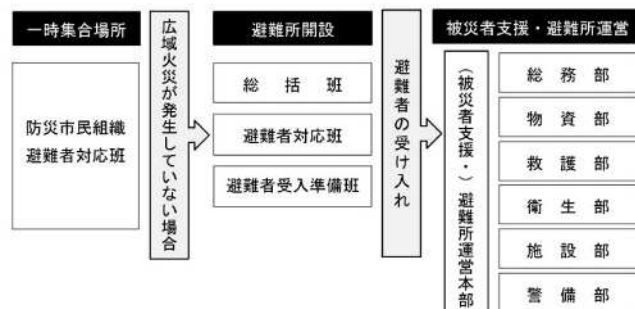
平成26年度の地域防災会議では、避難所開設時の組織を検討し、見直した。

防災市民組織に、避難所開設を担当する役割がないため、一時集合場所の開放や避難者の対応、避難所の開設を担う「避難者対応班」を新たに設けることにした。

また、区では現在、避難所開設も含む避難所運営組織として6部の編成をしている。

しかし、大地震直後は、人命救助等の地域

の災害対応に重点を置いて活動する中で、避難所の開設も行う。そこで、マンパワーを分散させないように避難所開設時の組織を簡素化し、避難所開設の司令塔となる「総括班」、避難者の対応に当たる「避難者対応班」、施設の安全点検をして避難者の受け入れ準備をする「避難者受入準備班」の3班編成にすることとした。



避難所開設と運営時の組織

5 平成 27 年度 新小岩北地区（東新小岩二丁目におけるマンション）

●地域の概要

- ・葛飾区南部、JR 総武線の北側に位置する。
- ・区域内のマンション「ルネ・キューヴィス」が地元の自治町会には加入せずに、マンション独自の防災対策を進めながら、地域との協力関係を築こうとしている。

《ルネ・キューヴィス》

- 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
- 階数：地上 14 階、地下 1 階
- 戸数：276 戸
- 入居年：平成 12 年



●取り組みの概要

住民有志 12～13 名が防災員会を結成し、定期的に会合を開き防災に関する情報交換や防災研修会の企画実施、防災マニュアルの作成などを行っている。その一環として、災害時の地域協力に向け、マンションとして地域の避難所運営会議への参加も検討している。

●取り組みの流れ

防災委員会（7/13）

マンションの概要と取り組みの現状確認

防災委員会（9/5）

地域との協力の必要性を学習

防災委員会（10/16）

防災研修会の企画調整

防災研修会の開催（10/25）

防災委員会（12/6）（1/16）

防災対策マニュアル案の検討

●防災研修会の内容（参加者：約 30 名）

- ・当マンションの防災状況と発災時の行動指針について
- ・葛飾区の防災対策について
- ・各家庭内で必要な対策と備えについて



●課題と解決策

災害時における地域協力の必要性に対して住民間で認識が異なることが大きな問題とされたため、初期の段階で次の提案を行った。

【当マンションにおける今後の震災対策の大きな課題】

- ①平日昼間に発災した場合の「子どものケア」
- ②学校避難所に届く「救援物資」の確保・運搬・供給
- ③新たに整備される「防災公園（防災活動拠点）」の有効活用

【マンション独自の自主防災組織としての地域連携・協力を考える】

現在の防災委員会を、マンション独自の自主防災組織として正式に立ち上げ、学校避難所運営会議や防災活動拠点管理運営委員会に一構成団体として参画し、災害時の地域連携・協力を図っていくことを考える。

6 平成 27 年度 青戸地区（青戸六丁目におけるマンション）

●地区の概要

- ・葛飾区中央部、中川の西側に位置する。
- ・下記 2 つのマンションが青戸共和会に加入しており、地域との災害時協力のあり方を模索している。

《クレストフォルム青砥グランデツァ》

- 構造：鉄筋コンクリート造
- 階数：地上 15 階
- 戸数：130 戸
- 入居年：平成 16 年

《ザ・パークハウス青砥》

- 構造：鉄筋コンクリート造
- 階数：地上 20 階
- 戸数：528 戸
- 入居年：平成 25 年



●取り組みの概要

マンションと町会の相互理解を図り、相互の協力意識を共有するために、町会の防災訓練におけるパネル展示と説明、各マンションの一般住民向け説明会、マンション施設見学会を行い、マンションと町会の相互協力協定の締結を実現した。

青戸協和会	クレストフォルム青砥	ザ・パークハウス青砥
	ヒアリング (7/11)	
取り組みの提案 (7/22) 進め方の提案 (8/20)		ヒアリング (9/6)
合同防災訓練 (10/25)		
	今後の進め方協議 (10/21)	訓練打ち合わせ (11/8) 防災訓練 (11/14)
今後の進め方提案 (12/21)	マンション見学会 (2/21) 防災説明会 (2/21)	防災説明会 (2/13)
		マンション見学会 (2/21)
相互協力協定の締結		

●課題と解決策

青戸六丁目の基本的な問題は、マンションと町会がそれぞれ災害時にどのように対応し、相互にどのような協力を行えるかという点である。そのためには、まず相互理解が必要であり、その理解に基づき相互の協力意識を共有することが課題となる。

その課題の解決策として、町会員を対象とした「マンション施設見学会の実施」と「マンションと町会との相互協力協定の締結」を提案した。見学会は提案通り実施され、協定も締結に向けた調整が進められており、今後はその協定を基に、より強固な協力関係が築かれることが期待される。

《合同防災訓練（10月25日）》



《ザ・パークハウス青砥防災訓練（11月14日）と防災説明会（2月13日）》



《クレストフォーム青砥グランデツァ施設見学会（2月21日）》



《ザ・パークハウス青砥施設見学会（3月5日）》



7 平成 27 年度 亀有地区（道上小学校）

●地区の概要

- ・道上小学校は葛飾区中心部の北側、中川の西側に位置し、北東部には亀有駅を中心とした商業地域が広がっている。
- ・道上小学校は以下の 8 町会が避難所を使用するほか、緊急医療救護所にも指定されている。

《関係自治町会》

リリオ自治会・亀有四丁目町会・亀青自治会
 亀有中央町会・亀有西三自治会・東五会・砂原町会
 亀有三和町会



●訓練の特徴

本訓練は、避難所開設初動期に重点を置き、地域の町会役員が十分参集できない中、地域住民の協力を得ながら避難所を開設する「目的集団化」をテーマとして行った。また、また、本訓練は葛飾区総合防災訓練の一環として、医療救護所訓練や災害拠点病院である東部地域病院の傷病者の搬送訓練と同時に実施した。

●取り組みの流れ

第 1 回避難所運営会議（5/29）

避難所開設訓練の説明・今後の進め方

第 2 回避難所運営会議（7/2）

座学（避難所開設・運営の課題と対策）

第 3 回避難所運営会議（8/4）

ワークショップ（訓練シナリオ骨子の検討）

第 4 回避難所運営会議（8/27）

実働訓練に向けた事前準備(避難所開設訓練の詳細シナリオを考える)

第 5 回避難所運営会議（9/15）

実働訓練に向けた事前準備(避難所開設訓練の最終確認)

避難所開設訓練実施（9/27）

葛飾区総合防災訓練

避難所開設にかかる実働訓練（4 班体制）

第 6 回避難所運営会議（10/30）

実働訓練の検証会議

第 7 回避難所運営会議（12/9）

避難所運営ゲーム（HG）の実施

●訓練プログラム

集合（本部で代表者が受付）

シェイクアウト訓練

役員の参集・避難所開設判断・役割分担

本部長の「開設宣言」・避難者に協力要請

本部	本部設置を区に防災無線で報告 各班の進捗確認・指示 避難者数を区に無線で報告
情報班	避難者カードの配布 要配慮者の情報収集（人数把握） 避難者カードの回収と報告
施設班	校舎の詳細点検及び立入禁止区域の設定・学校設備の点検 体育館で避難所準備（フールシートの養生・イス並べ・報告）
物資班	防災倉庫の安全点検・備蓄状況の確認 校庭にフールシート・簡易トイレ搬出 マンホールトイレ展示・トイレ組立訓練 体育館で避難所準備（フールシートの養生・イス並べ・報告）
応援班	他班の応援

講話（体育館）

閉会式

●訓練の成果

災害時は学校職員や区職員が駆け付けるまでの間、地域住民が中心となり避難所の開設・自主運営を行うことが期待される。道上小学校避難所運営会議では、数年ぶりの訓練となることから、地域住民の避難所の開設運営に果たす役割について、東日本大震災の実例を交えて学習し、運営委員の参加により訓練シナリオを作成した。訓練当日は各町会の自発的な参加と協力のもと、避難所開設初期を中心とした実働訓練を実施した。後日、実働訓練の結果を踏まえ、避難所開設後の運営を想定した図上訓練を実施し、全運営委員で避難所開設運営の手順と方法及び今後の課題について共有した。

●訓練実施概要	
開会 <input type="checkbox"/> シェイクアウト訓練（地震時の安全確保行動） <input type="checkbox"/> 訓練説明 <input type="checkbox"/> 役員の参集・避難所開設判断・役割分担	 
本部 <input type="checkbox"/> 本部設置を区に防災無線で報告 <input type="checkbox"/> 各班の進捗確認・指示 <input type="checkbox"/> 避難者数を区に無線で報告	 
情報班 <input type="checkbox"/> 避難者カードの配布 <input type="checkbox"/> 要配慮者の情報収集（人数把握） <input type="checkbox"/> 避難者カードの配布と集計	 
施設班 <input type="checkbox"/> 校舎の詳細点検及び立入禁止区域の設定・学校設備の点検 <input type="checkbox"/> 体育館で避難所準備（ブルーシートの養生・イス並べ・報告）	 
物資班 <input type="checkbox"/> 防災倉庫の安全点検・備蓄状況の確認 <input type="checkbox"/> 校庭にブルーシート・簡易トイレ搬出 <input type="checkbox"/> マンホールトイレ展示・トイレ組立訓練 <input type="checkbox"/> 体育館で避難所準備（ブルーシートの養生・イス並べ・報告）	 
全体 <input type="checkbox"/> 講話（避難所開設訓練の狙いと講評） <input type="checkbox"/> 医療救護所設置訓練 トリアージ訓練 搬送訓練（重症者・中等症者）	 

※応援班は情報班・施設班・物資班の活動に参加。

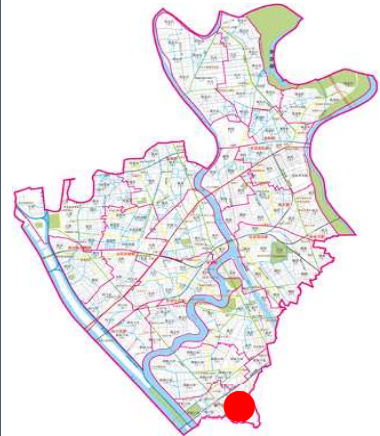
8 平成 27 年度 新小岩地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・各自治町会との結束も固く、地域活動が活発な地域である。
- ・平成 26 年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目）の 6 自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第二町会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |



●地域防災会議の特徴

新小岩地域防災会議では、地元 6 自治町会の他に、新小岩南地域まちづくり協議会や青少年育成新小岩地区委員会、学校・PTA、本田消防署・消防団、本田警察署、葛飾区社会福祉協議会などが参画して、今年度は「災害時要配慮者」をテーマに取り組んだ。

●地域防災会議の取り組み

今年度は 4 回の会議と 2 回の訓練を実施した。

会議では、発災直後の災害時要配慮者の対応を中心に学び、避難行動要支援者を含む住民の安否確認方法、避難所での要配慮者への対応などを話し合い、訓練を実施してその対応について検証をした。



地域防災会議の流れ

第 1 回地域防災会議 (7/17)

- ・災害時要配慮者対策を学ぶ
- ・大地震直後の安否確認と避難支援について考える

第 2 回地域防災会議 (8/5)

- ・避難所開設・運営訓練内容の検討

小松南小避難所開設・運営訓練 (9/13)

第 3 回地域防災会議 (11/6)

- ・まちかど防災訓練内容の検討
- ・避難所開設・運営訓練の検証

まちかど防災訓練 (12/6)

第 4 回地域防災会議 (2/10)

- ・今年度の活動の振り返り

●避難所開設・運営訓練の実施

今年度の訓練は、昨年度見直した避難所初動組織3班体制で、避難所にある備蓄品や設備等を活用して、一時集合場所の開放から避難者を校舎に受け入れるまでの避難所の開設手順を体験する訓練を小松南小学校で実施した。災害時要配慮者対応訓練では、避難者対応班を一般避難者担当と要配慮者担当の2つに分け、要配慮者担当チームを中心に、適切な支援が受けられるようにニーズ調査や部屋割トリアージ、参加者が高齢者模擬体験セットを着用して避難者役となり要配慮者の視点から避難者対応を検証することも併せて実施した。

《各班の主な訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・活動班編成表の作成 ・班长会議の開催（情報共有） ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ▼一般避難者担当 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者への待機指示 ・避難者待機場所の環境整備 ・情報掲示板の設置 ・仮設トイレの設置 ・避難者の受付業務 ▼災害時要配慮者担当 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者のニーズ調査と部屋割トリアージの実施</u> ・<u>福祉避難室への移動支援</u> 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立入禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・<u>スロープの設置</u> ・<u>福祉避難室の設置</u> ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立入禁止場所等の措置 ・居住スペースの通路設定

※下線部は災害時要配慮者対応訓練

●まちかど防災訓練の実施

大地震直後、避難行動要支援者を含む住民の安否確認を迅速に実施する方法を検証するため、新小岩第一自治会の2地区6班約100世帯を対象に安否確認訓練を実施し、その後、担架や車輪付き担架（タフレンジャー）などの搬送資器材を活用して、



報告型安否確認訓練



長距離搬送訓練

長距離搬送訓練を実施した。安否確認訓練では訓練対象の約4割の世帯から安否報告があり、迅速に安否確認できる有効な方法であることを確認した。各自治町会で安否確認等の計画づくりの参考として「大地震直後の安否確認及び避難支援実施計画策定指針」を作成した。

●大地震時の安否確認及び避難支援実施計画策定指針

(表紙, 目次, 1, 2)

大地震時の安否確認及び避難支援 実施計画策定指針



平成28年2月
新小岩地域防災会議

目次

1. はじめに	1
2. 計画で定める事項	1
3. 災害対策基本法の主な改正内容（避難行動要支援者に係る部分）	2
(1) 災害時要配慮者と避難行動要支援者とは	2
(2) 災害対策基本法改正の主なポイント	2
4. 計画の策定手順	4
I 安否確認と被害状況の把握	4
(1) 安否確認実施基準	4
(2) 安否確認実施体制	5
ア 対象者	5
イ 実施方法	6
ウ 役割分担	7
(3) 実施手順	9
ア 安否確認と被害状況の把握	9
イ 自治町会内の安否と被害情報の集約	10
(4) 避難行動要支援者名簿の活用	12
ア 名簿の保管場所	12
イ 名簿情報の共有範囲	12
ウ 個別避難支援計画の作成・更新	12
エ 情報漏えい防止措置	12
オ 民生委員・児童委員名簿	12
II 避難支援	14
(1) 自治町会で所有する避難支援資器材	15
(2) 避難が必要な場合（例）	16
(3) 避難支援者の安全確保措置	16
(4) 避難支援の実施手順	17
5. 作成例	18
6. 安否確認訓練実施例	23
7. 参考・引用資料	24

1. はじめに

首都直下地震の切迫性が指摘されるなか、各自治町会では、大地震が発生したときの安否確認や避難行動要支援者の避難支援をどのように行いますか。葛飾区では、平成25年の災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者から同意を得た方の名簿を、各自治町会に提供できるようになりました。各自治町会では、事前提供された「避難行動要支援者名簿」を有効に活用し、人的被害を軽減させるためには、誰が、どのように安否確認をし、避難支援を行うのか、あらかじめ計画を作成しておくことが大切です。そこで、大地震時の安否確認及び避難支援実施計画の作成を支援するために、その手引きとして、本指針を作成しました。

2. 計画で定める事項

- I 安否確認と被害状況の把握
 - 1 安否確認実施基準
 - 2 安否確認実施体制
 - (1) 対象者
 - (2) 実施方法
 - (3) 役割分担
 - 3 実施手順
 - (1) 安否確認と被害状況の把握
 - (2) 自治町会内の安否と被害情報の集約
 - 4 避難行動要支援者名簿の活用
 - (1) 名簿の保管場所
 - (2) 名簿情報の共有範囲
 - (3) 個別避難支援計画の作成・更新
 - (4) 情報漏えい防止措置
 - (5) 民生委員・児童委員名簿
- II 避難支援
 - 1 避難支援資器材
 - 2 避難が必要な場合（例）
 - 3 避難支援者の安全確保措置
 - 4 避難支援の手順

1

3. 災害対策基本法の主な改正内容（避難行動要支援者に係る部分）

(1) 災害時要配慮者と避難行動要支援者とは

これまで「災害時要配慮者」と呼ばれていましたが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な方を「要配慮者」とされ、そのうち自ら避難することが困難なため、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」と定義されました。

「災害時要配慮者」と「要配慮者」は、用語は違いますが用語の意味は同じと考えても差し支えありません。

※法令上は「要配慮者」と呼んでいますが、葛飾区では住民によりわかりやすく理解していただくため、「災害時要配慮者」と呼んでいます。

【避難行動要支援者の避難行動が困難な理由】

- ア 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することが困難
- イ 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することが困難
- ウ 災害が発生、または発生のおそれがある時に、避難が必要かどうか判断することが困難
- エ 実際に避難するための移動等の困難

葛飾区では、次の者を「避難行動要支援者」と位置づけています。

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設に入所していない者
1) 身体障害者手帳を保有する区民のうち
① 視覚障害、聴覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害
総合等級が1・2級の者
② 呼吸機能障害
総合等級が1・2・3級の者
2) 愛の手帳を保有する区民のうち
① 障害程度が1・2・3度の者
3) 介護保険の被保険者で要介護状態区分4または5の者
4) 上記以外
① 避難支援関係者（防災市民組織、民生委員児童委員協議会も含まれる）が支援の必要を認めた者

(2) 災害対策基本法改正の主なポイント

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。
- ② 避難行動要支援者本人から同意を得て、平常時から民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供することになりました。

2

(3, 4, 5, 6)

名簿情報の事前提供は、これを受領した地域の避難支援者と要支援者と個別面談すること等を通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とすることを主たる目的としている。

③ 災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援関係者そのほかの者に提供できることになりました。

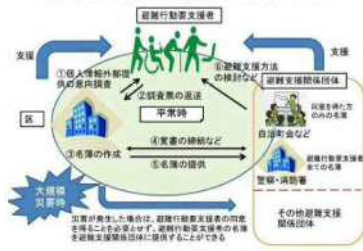
④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講ずることになりました。

ア 秘密の保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接または間接に知り得た秘密であり、名簿情報の提供を受ける以前から他機関関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合には、知り得た秘密には該当しない。

イ 要支援者に対する避難支援等に必要のない理由で秘密を漏らすことを禁止している。ただし、例えば、名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要に応じて必要な情報を緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合は、秘密を漏らすことには該当せず、守秘義務違反にはならない。

ク 職務としてではなく、善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、名簿情報の受領によって過度な心理的負担を課し、共助による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするものがないよう、守秘義務違反に対する罰則を設けていない。

避難行動要支援者名簿を活用した支援の流れ



3

4. 計画の策定手順

I 安否確認と被害状況の把握

地震発生直後、まず優先して実施することは「安否確認」と「被害状況」を速やかに把握することです。

被害状況は、安否確認と一緒に各世帯の被害状況も確認すると、効率的かつ迅速に把握することができます。

○ 安否確認の基本方針を記載します。

- 避難行動要支援者名簿登録者を対象に実施する場合
安否確認は、避難行動要支援者名簿登録者を対象に、あらかじめ指定された自治会役員が対象世帯を訪問し、安否を確認します。
また、安否確認と同時に要支援者世帯の被害状況の確認もします。
- 全地域住民（自治会員）を対象に、自治会の班単位で実施する場合
当自治会は、〇地区・〇班で構成されています。安否確認は、全地域住民（自治会員）を対象に、班長と副班長が中心となり住民が協力し合って、班単位で安否を確認します。
また、安否確認と同時に被害状況の確認もします。

※安否確認の基本方針は、次の項目以降について検討し決定後に記入するとよい。

POINT
安否確認は、各自治会の最小グループ単位（部、班など）で実施すると、1グループ当たりの確認人数も少なくなり迅速に行うことができます。

(1) 安否確認実施基準

○ 安否実施基準を定めます。

(例) 前橋区（東京23区）で震度6強以上の地震が発生したとき
または、立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じたとき

4

POINT
安否確認を迅速に行うには、指示を受けて実施するのではなく、実施基準をもとに自発的に実施することが重要です。
実施基準として、震度地点を決めその地点の震度を基準にするのも一つです。但し、気象庁は、地震発生の約1分半後に、東京23区最大の震度を発表し、その後、区市町村ごとの震度を発表します。区市町村震度だけを基準とした場合、初期対応が遅れる可能性もあるので、東京23区及び区市町村震度の両方を基準にすると初期対応が早くなります。
震度情報で確認できない場合も考えられます。そこで、体感震度を基準として、たとえば震度6弱の状況の「立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じた場合」も、実施基準に並記しておくのもよいでしょう。

(2) 安否確認実施体制

A 対象者

○ 安否を確認する対象者を定めます。

- (例)
- 1 地域住民（自治町会員）全員を対象とする。
 - 2 避難行動要支援者名簿登録者のみを対象とする。

POINT
安否確認をする対象者によって確認する優先順位はそれぞれありますが、基本的には住民全員を対象とすることが望ましいと考えています。その理由は、要支援者名簿登録者だけを対象にすると、名簿は作成時点での情報しかありません。その後、要支援者に該当する人がいても名簿には記載されていないため見落とすことになります。また、健康者の中にも家具等の下敷きとなり助けを求めの人が発生することも十分に考えられます。住民全員を対象に安否確認をして、人的被害を軽減させることが重要です。
自治町会役員の高齢化やマンパワー不足などを理由に、住民全員の安否確認が難しいと考えられる場合には、地域住民一人ひとりの役割を明確にして、マンパワーを確保しながら安否確認ができる方法もあります。（イ 実施方法を参照）

5

イ 実施方法

安否を確認する方法はさまざまあり、各自治町の地域事情に応じて、最適な実施方法を選択します。

○ 安否確認の実施方法を定めます。

■ 安否確認実施方法（参考）

訪問型	各世帯を個別訪問して安否を確認する方法	
掲出型	無事の場合は、タオル等の安否確認ツールを門戸に掲げて無事であることを示す方法	
報告型	無事の場合は、身近な集合場所に行って自ら無事であることを伝える方法	

- (例)
- 名簿登録者を対象とする場合
A 避難行動要支援者名簿登録者世帯を（実施者）が担当地域を戸別訪問して安否確認と被害状況を確認します。
 - 地域住民（自治会員）全員を対象とする場合
【訪問型】
（実施者）が、避難行動要支援者世帯を優先に、担当地域を戸別訪問して安否確認と被害状況を確認します。

6

(7, 8, 9, 10)

【掲出型+訪問型】

地域住民は、無事のときは自宅玄関など見えやすいところに、(タオル等の安否表示ツール) を掲げて無事であることを表示します。
そして(実施者) は、担当地域をまわり安否表示ツールで安否を確認し、目視で被害状況の確認をします。また、避難行動要支援者世帯と安否が表示されていない世帯を訪問して安否確認と被害状況を確認します。

【報告型+訪問型】

地域住民は、班ごとに決められた集合場所で、世帯の安否情報と自宅の被害状況を班長等に報告します。また、避難行動要支援者世帯及び報告がない世帯を(実施者) が訪問して安否確認と被害状況を確認します。

※実施者とは、安否確認を中心となって実施する者をいう。

POINT

- ・安否確認は、大きく分類すると「訪問型」「掲出型」「報告型」3種類に分類できます。
- ・避難行動要支援者に対しては、訪問型による安否確認しか方法はありません。しかし、健常者も含めて訪問型による安否確認をすると、対象者が多い場合には、全員の安否が確認できるまで時間を要し、さらに多くの人員が必要となります。無事の人には、掲出型や報告型のように自ら無事であることを示してもらうことにより、迅速に安否確認ができるようになり担当者の負担を軽減することにもつながります。
- ・報告型は、身近な場所に安否と被害状況を伝えるために近所の人たちが集まっています。その人たちに安否確認や避難支援などの協力を依頼することで、災害対応のマンパワーを確保することができ、様々な対応が迅速にでき、さらには担当者の負担軽減にもつながります。

ウ 役割分担

- 自治町会役員、地域住民、民生委員・児童委員の役割を整理します。

(例)

● 名簿登録者を対象とする場合

※同意された要支援者名簿を自治町会役員が把握しているとの前提。

被害状況を班長等に伝え、その後、安否確認などの災害対応に協力します。

- 民生委員・児童委員
自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登録者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

POINT

- ・それぞれ「誰が」「何をするか」役割を明確にしておく必要があります。
- ・避難行動要支援者名簿のうち、自治町会への名簿提供に同意されなかった方(不同意者)を含むすべての要支援者名簿を、民生委員・児童委員の方は持っています。災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者である自治町会に提供できるので、その情報をもとに安否確認することも盛り込んでおく必要があります。
- ・報告型の場合、班ごとの集合場所を決めて、集合場所を明記しておきます。

(3) 実施手順

- 安否確認及び被害状況把握の実施手順を整理します。
- 安否確認及び被害状況の確認結果を集約する手順を整理します。

ア 安否確認と被害状況の把握

(例)

● 名簿登録者を対象とする場合

- ① 地震後 15 分以内を目安に、自治町会役員が担当地区の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- ② 対象世帯をすべて訪問した後、その結果を取りまとめて自治町会災害対策本部に報告します。

● 地域住民(自治会員)全員を対象とする場合

【掲出型の場合】

- ① 地震後、無事のときは速やかに、自宅玄関など見えやすいところに(タオル等の安否表示ツール) を掲げて無事であることを表示します。
- ② 地震後 15 分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認と被害状況の確認

- 自治町会役員
担当地区の対象者世帯を個別訪問して安否確認と被害状況を確認して、自治町会災害対策本部に報告します。
また、民生委員・児童委員から提供された避難行動要支援者名簿をもとに、不同意者の安否確認を優先、個別訪問して行います。

○ 民生委員・児童委員

自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登録者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

● 地域住民(自治会員)全員を対象とする場合

※自治町会を複数の地区に分け、地区をさらに班に分けているとの前提。

【掲出型の場合】

- 自治町会役員
担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

○ 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

班長及び副班長は、分担して班内の安否確認及び被害状況を確認します。
地域住民は、無事のときは自宅玄関など見えやすいところに、(タオル等の安否表示ツール) を掲げて無事であることを表示します。

○ 民生委員・児童委員

自治町会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治町会役員に指示します。
災害対策本部で待機し、名簿登録者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。

【報告型の場合】

- 自治町会役員
担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

○ 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

班長及び副班長は、分担して班内の安否確認及び被害状況を確認します。
地域住民は、(班ごとに決められた集合場所) で自ら世帯の安否情報及び

を開始します。

- ③ 班内の全世帯の安否確認ができれば、その結果を「安否確認・被害状況報告書」(図1参照)に取りまとめ、担当の自治町会役員に報告(提出)します。

【報告型の場合】

- ① 地震後 15 分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- ② 地域住民は、無事のときは、班ごとに決められた集合場所で家族の安否情報と自宅の被害状況を班長に報告するように努めます。
- ③ 班内の全世帯の安否確認及び被害状況の確認ができれば、その結果を「安否確認・被害状況報告書」に取りまとめ、担当の自治町会役員に報告(提出)します。

イ 自治町会内の安否と被害情報の集約

(例)

- ① 担当の自治町会役員は、(災害対策本部設置場所) に参集して、災害対策本部を設置します。
- ② 班長から安否確認及び被害状況の報告を受けた自治町会役員は、災害対策本部にその報告内容を伝達します。

POINT

- ・安否確認を開始する目安時間を示しておきます。
- ・安否確認するときは、あらかじめ対象世帯の氏名などが記入された「安否確認表」(図2参照)を事前に準備しておくことによいでしょう。
- ・安否確認及び被害状況の確認報告は、口頭だけでなく統一した様式により報告内容をまとめて報告すると、伝達ミスや報告漏れを防ぐことができます。
- ・発災直後の災害対策本部は、屋内ではなく屋外の安全な場所に設けるのが望ましいでしょう。

(11, 12, 13, 14)

図1 安否確認・被害状況報告書(様式例)

図2 安否確認表(様式例)

11

POINT

- ・名簿情報の事前提供は、これを受領した地域の避難支援者と要支援者と個別面談することなどを通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに有効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とすることを主たる目的としています。
- ・名簿情報を住宅地図にプロットして「要支援者マップ」を作成しておくこと、該当者世帯の所在地が一目でわかるようになります。
- ・情報漏えい対策として、避難支援関係者に要支援者情報を知らせるときなどは、安否確認表や要支援者マップなどに関係者だけで理解できる共通のマークを定めて印をつけるなど、第三者にわからない形に情報を加工して利用するとよいでしょう。そのことにより、情報を受け取った関係者の心的負担の軽減にもなります。
- ・区が定める避難行動要支援者に該当しなくても、支援が必要と思われる人が地域にいる場合には要支援者と同様に支援をします。

図3 避難区分別避難支援計画様式

13

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

- 名簿の保管場所を定めます。
- 名簿情報の共有範囲を定めます。
- 個別避難支援計画の作成について定めます。
- 情報漏えい防止措置について定めます。
- 民生委員・児童委員の氏名等を記載します。

ア 名簿の保管場所

(例) 避難行動要支援者名簿は、(名簿管理者)の自宅で保管します。

イ 名簿情報の共有範囲

(例) 防災担当責任者は、避難行動要支援者名簿を班ごとに分振り、班担当の避難支援関係者である自治町会役員及び地区長、班長、副班長に情報を共有します。

ウ 個別避難支援計画の作成・更新

(例) 避難行動要支援者名簿に記載されている対象者を、年に一度、自治町会役員が民生委員・児童委員と一緒に個別訪問して、可能な範囲で緊急連絡先や避難支援の内容などを確認し、個別避難支援計画を作成・更新します。個別避難支援計画は、名簿と一緒に(名簿管理者)が保管します。

エ 情報漏えい防止措置

- (例)
- ① 名簿は必ず施錠できる金庫やロッカーなどに保管します。
 - ② 名簿は紙で管理します。パソコンに入力してはいけません。
 - ③ 盗刷区が複製を許可した場合を除き、名簿を複製してはいけません。
 - ④ 名簿管理者や保管場所が変更になったときは、避難区に届けます。
 - ⑤ 名簿管理者は支援者に対し、実際に支援者が担当する要支援者の情報のみ提供します。
 - ⑥ 名簿が不要になった場合には、区に返却をします。

オ 民生委員・児童委員名簿

(例) 自治町会担当の民生委員・児童委員の氏名、住所、連絡先を記載します。
(氏名)(住所)(連絡先)

12

II 避難支援

大規模な火災等の発生により避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難支援をどのように行うかを定めます。

- 避難支援の基本方針を記載します。

■ 避難支援者の指定等(参考)

避難行動要支援者の避難支援を「誰が」行うのか、地域の実情に応じて選択します。概ね以下の4つの方法が考えられます。

- ア 避難行動要支援者一人ひとりに、事前に支援者を決めて支援する方法
- イ 自治町会災害対策本部組織に避難支援班などを編成して支援する方法
- ウ 地区ごとに、事前に支援者を指定して支援する方法
- エ 自治町会役員等がリーダーとなり、地域住民の協力を得て支援する方法

(例) 避難行動要支援者の避難支援は、避難支援者の安全確保を第一に可能な範囲で実施することを基本とします。

- **ア+エの場合**
避難支援は、対象者一人ひとりに事前に〇人の支援者を決めて支援を行います。支援者がいない時には、地域住民の協力を得て行います。
- **イ+エの場合**
避難支援は、自治町会災害対策本部組織の避難支援班が行います。支援者が不足する場合には、地域住民の協力を得て行います。
- **ウ+エの場合**
避難支援は、地区ごとに事前に支援者を〇人以上指定して支援します。支援者が不足する場合には、地域住民の協力を得て行います。
- **エ+エの場合**
避難支援は、地区ごとに自治町会役員がリーダーとなり、地域住民の協力を得て行います。また、必要に応じて対策本部は、「避難支援班」を編成して支援します。

14

(15, 16, 17, 18,)

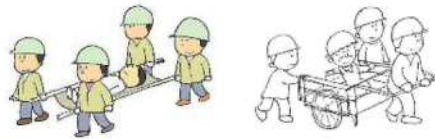
POINT

- ・使命感にとらわれず、避難支援者の安全確保を第一に活動することが基本です。
- ・避難行動要支援者一人ひとりに、支援者を事前に指定しておくことが望ましいですが、指定された支援者の心理的負担も大きく、また発災時にその支援者が地域にいるとは限りません。そのことを念頭に、複数の方法で支援することを検討しておきます。
- ・寝たきりの人など、担架で避難行動要支援者を搬送する場合には、交代要員を含めると最低でも6人の避難支援者の確保が必要となり、避難支援には多くの人手が必要になります。

(1) 自治会で所有する避難支援資器材

○ 避難支援資器材を確認して、記載します。

(例)
担架 ○台、車椅子 ○台、リアカー ○台 など



POINT

- ・自治会で所有している避難支援資器材の数は少ないと思います。避難支援時には、道路の被害状況にもよりますが、要支援者が目ごろから使い慣れている車椅子などの移動器具を利用します。

(2) 避難が必要な場合(例)

○ 避難が必要な場合を例示します。

(例)
・自宅が倒壊するなど、自宅で生活することが困難な場合
・近隣で大災が発生し、自宅に延焼する危険がある場合
・その場にとどまっていることが危険だと判断される場合
・本人または家族が避難を希望する場合
・葛飾区から避難勧告または避難指示が発令された場合

POINT

- ・避難所での生活環境は大変厳しく、かえって体調を悪化させることもあります。また、自宅から移動するだけでも身体的負担も大きく、避難が必要かどうかは慎重に判断する必要があります。
- ・自宅の被害が軽微で生活を続けることが可能な場合には、在宅被災者支援に移行します。

(3) 避難支援者の安全確保措置

○ 避難支援者の安全確保措置を整理します。

(例)
避難支援者の安全を確保するため、以下のことなどに留意して活動します。
・屋内で活動する場合には、ヘルメットを着用し、3人以上で活動します。1人は、屋外で危険が迫っていないかなどの安全監視をします。
・火災の延焼拡大または建物の倒壊する危険があるなど、危険だと判断した場合には、自己の安全確保を最優先に行動します。

POINT

- ・大きな余震に備えて、屋内で活動する場合にはヘルメットの着用を義務付けます。
- ・危険を感じたら自己の安全確保を最優先に行動することを徹底します。

(4) 避難支援の実施手順

○ 避難支援の実施手順を整理します。

(例)
① 班長及び副班長等は被害状況に応じて、避難行動要支援者またはその家族に、避難支援が必要かどうかを確認します。
② 避難支援が必要な場合には、班長は担当の自治町会役員に報告します。
③ 避難支援の方法を検討します。
(ア) 搬送手段 (イ) 搬送先
④ 避難の準備をします。
(ア) 搬送資器材の確保 (イ) 避難支援者の確保
(ウ) 持ち出し品の準備 (医療器具や常備薬等)
(エ) 避難先及び避難経路の安全確認
⑤ 要支援者を避難先まで避難支援を行います。
⑥ 避難支援完了後、搬送した要支援者の住所、氏名、搬送先を自治町会災害対策本部に報告します。
※危険が迫っている場合には、速やかに安全な場所に搬送することを優先します。

POINT

- ・避難支援が必要な方が複数いる場合には、支援の優先順位づけが必要になります。その場合には、家族の協力が得られない方、また危険がより切迫している方を優先して避難支援を行います。

5. 作成例

大地震時の安否確認及び避難支援実施計画

A自治会

I 安否確認と被害状況の把握

当自治会は、○地区・×班で構成されています。安否確認は、自治会員を対象に、班長と副班長が中心となり住民が協力し合って、班単位で安否を確認します。
また、安否確認と同時に被害状況の確認もします。

1. 安否実施基準

安否確認は、葛飾区(東京23区)で震度5強以上の地震が発生したとき、または立っていることが困難になるほどの強い揺れを感じたときに実施します。

2. 安否実施体制

(1) 対象者

自治会員全員を対象とします。

(2) 実施方法

自治会員は、班ごとに決められた集合場所で、班帯の安否情報と自宅の被害状況を班長等に報告します。また、避難行動要支援者世帯及び報告がない世帯を班長等が訪問して安否確認と被害状況を確認します。

(3) 役割分担

○ 町会役員

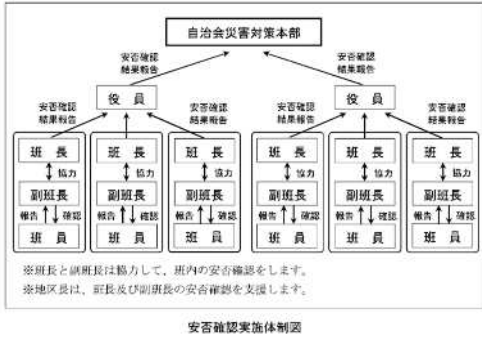
担当地区の班長及び副班長が実施する安否確認及び被害状況の確認を支援し、班ごとに取りまとめた確認結果を自治町会災害対策本部に報告します。

○ 地域住民

地区長は、地区内の班長に安否確認及び被害状況の確認を指示し、その活動を支援します。

班長及び副班長は、分担して班内の安否確認及び被害状況を把握します。
 自治会員は、班長の自前に集合し、自ら世帯の安否情報及び被害状況を班長等に伝え、その後、安否確認などの災害対応に協力します。

○ 民生委員・児童委員
 自治会災害対策本部に、不同意者を含む全避難行動要支援者名簿を提供し、不同意者の安否確認を自治会役員に指示します。
 災害対策本部で検閲し、名簿登録者の安否確認状況を確認し、必要に応じて安否確認を行います。



3. 実施手順

(1) 安否確認と被害状況の把握 (班長、副班長、自治会員の行動)

- ① 地震後 15 分以内を目安に、班長と副班長は班内の安否確認及び被害状況の確認を開始します。
- ② 自治会員は、無事の場合は、班長の自宅前に集合して家族の安否情報と自宅の被害状況を班長に報告するように努めます。
- ③ 班内の全世帯の安否確認及び被害状況の確認ができれば、その結果を「安否確認・被害状況報告書」に取りまとめ、担当の自治会役員に報告 (提出) します。

(2) 自治会内の安否確認と被害状況確認結果の集約 (役員行動)

- ① 担当の自治会役員は、災害対策本部設置場所に参集して、災害対策本部を設置します。
- ② 班長から安否確認及び被害状況の報告を受けた自治会役員は、災害対策本部にその報告内容を伝達します。

4. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 名簿の保管場所
 避難行動要支援者名簿は、自治会長の自宅に保管します。

(2) 名簿情報の共有範囲
 防災担当責任者は、避難行動要支援者名簿を班ごとに分類し、班担当の避難支援関係者である自治会役員及び地区長、班長、副班長に情報を共有します。

(3) 個別避難支援計画の作成・更新
 避難行動要支援者名簿に記載されている対象者を、年に一度、自治会役員が民生委員・児童委員と一緒に個別訪問して、可能な範囲で緊急連絡先や避難支援の内容などを確認し、個別避難支援計画を作成・更新します。
 個別避難支援計画は、名簿と一緒に自治会が保管します。

(4) 情報漏えい防止措置

- ① 名簿は必ず施錠できる金庫やロッカーなどに保管します。
- ② 名簿は紙で管理します。パソコンに入力してはいけません。
- ③ 長簡紙が複製を許可した場合を除き、名簿を複製してはいけません。
- ④ 名簿管理者や保管場所が変更になったときは、区に届けます。
- ⑤ 名簿管理者は支援者に対し、実際に支援者が担当する要支援者の情報のみ提供します。
- ⑥ 名簿が不要になった場合には、区に返却をします。

(5) 自治会担当の民生委員・児童委員名簿

(氏名)	(住所)	(連絡先)
(氏名)	(住所)	(連絡先)

II 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援者の安全確保を第一に可能な範囲で実施することを基本とします。
 避難支援は、地区ごとに自治会役員がリーダーとなり、地域住民の協力を得て行います。また、必要に応じて対策本部は、「避難支援班」を編成して支援します。

1. 自治会で所有する避難支援資器材

担架○台、車椅子○台、リアカー○台

2. 避難支援が必要な場合 (例)

- ・自宅が倒壊するなど、自宅で生活することが困難な場合
- ・近隣で火災が発生し、自宅に延焼する危険がある場合
- ・その場にとどまっていることが危険だと判断される場合
- ・本人または家族が避難を希望する場合
- ・消防区から避難勧告又は避難指示が発令された場合

3. 避難支援者の安全確保措置

避難支援者の安全を確保するため、以下のことなどに留意して活動します。

- ・屋内で活動する場合には、ヘルメットを着用し、3人以上で活動します。1人は、屋外で危険が迫っていないかなどの安全監視をします。
- ・火災の延焼拡大又は建物の倒壊する危険があるなど、危険だと判断した場合には、自己の安全確保を最優先に行動します。

4. 避難支援の実施手順

- ① 班長及び副班長等は被害状況に応じて、避難行動要支援者またはその家族に、避難支援が必要かどうかを確認をします。
- ② 避難支援が必要な場合には、班長は担当の自治会役員に報告します。
- ③ 避難支援の方法を検討します。
 (ア) 搬送手段 (イ) 搬送先
- ④ 準備の準備をします。
 (ア) 搬送資器材の確保 (イ) 避難支援者の確保
 (ウ) 持ち出し品の準備 (医療器具や常備薬等)

(イ) 避難先及び避難経路の安全確認

- ⑤ 要支援者を搬送先まで避難支援を行います。
- ⑥ 避難支援完了後、搬送した要支援者の住所、氏名、搬送先を自治会災害対策本部に報告します。
 ※危険が迫っている場合には、速やかに安全な場所に搬送することを優先します。

(23, 24)

6. 安否確認訓練実施例

(1) 新小岩第一自治会

第一自治会では、迅速に安否確認と被害状況を把握するため、住民一人ひとりの役割として、無事なときは班長の自宅前に集合して、世帯の安否と被害状況を班長に報告してもらうことを決めて安否確認訓練を実施しました。

訓練は、約100世帯の自治会員を対象に、班長に安否と被害状況を報告する訓練と報告がなかった世帯を訪問して安否確認する訓練を実施しました。

訓練の参加を呼びかけた対象世帯の約4割の世帯から安否の報告がありました。



班長に安否報告



訪問による安否確認

(2) 新小岩第五自治会

第五自治会では、避難行動要支援者の家族に、無事なときはタオルを門戸に掲げて無事であることを示してもらい、それを自治会役員が確認することを決めて安否確認訓練を実施しました。

訓練は、要支援者の自宅を地図で確認し、その後、自治会役員が確認に向かい安否を確認しました。また、安否確認をした結果は、無線機を使ってその都度自治会本部に報告しました。



要支援者の自宅の場所を確認



安否確認と無線機での報告

23

7. 参考・引用資料

本指針を作成するにあたり、下記の資料を参考・引用して作成しました。

- ・「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成25年3月、内閣府）
- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成26年8月、内閣府）
- ・「災害対策基本法改正ガイドブック」（平成26年1月、災害対策法制研究会）
- ・葛飾区災害時要配慮者避難支援計画（平成26年6月、葛飾区）
- ・気象庁ホームページ「気象庁震度階級関連解説表」（平成27年12月時点）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/shindo/kaisetsu.html>
- ・平成27年度第1回新小岩地域防災会議議資料

24

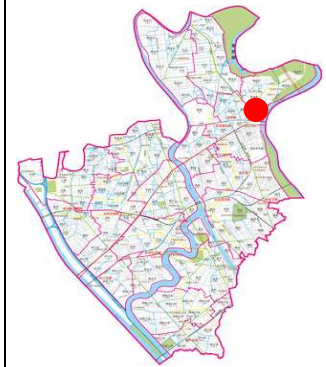
9 平成 28 年度 金町地区（東金町小学校）

●地区の概要

- ・ JR 常磐線金町駅北口近くに位置し、駅前の商店街や UR の大規模な集合住宅が含まれている。
- ・ 東金町小学校は、緊急医療救護所に指定されており、東金町・水元・西水元地区といった常磐線北側の広い範囲をカバーしている。

《関係自治町会等》

- | | |
|--------------|------------|
| ○東金町正栄町会 | ○東金町宮元自治会 |
| ○東金町三丁目仲町会 | ○東金町中央自治会 |
| ○公団金町駅前団地自治会 | ○東金町一丁目西町会 |
| ○金町小学校 P T A | |



●訓練の特徴

大規模災害発生時の避難所運営について、各自治町会と P T A の役員を中心に避難所の開設から避難者を受け入れるまでの手順を体験する訓練を実施した（参加者約 110 名）。また東金町小学校は、緊急医療救護所に指定していることから、緊急医療救護所訓練を同時に実施し、東金町・水元・西水元地区の自治町会にも参加を呼びかけ、地域における緊急医療救護所の役割について学んだ。

●地域別防災会議の取り組み

平成 28 年度は、4 回の会議と 1 回の訓練を実施した。避難所運営会議はしばらく実施されていなかったため、東金町周辺の被害想定について学習したうえで、避難所開設の手順について避難所運営マニュアルをもとに協議を行った。また、各部門の平時からの備えや、災害時の動きについて検討を積み重ねた。訓練後には振り返りを行い、次年度以降に向けた取り組みについて確認した。

避難所運営会議 第 1 回打合せ会 10/6

東金町小学校周辺の災害イメージと避難所の運営について
避難所運営マニュアルチェックリストについて
運営会議組織図について



避難所運営会議 第 2 回打合せ会 11/24

緊急医療救護所の役割と地域との連携について



避難所運営会議 第 3 回打合せ会 2/7

避難所開設訓練内容の確認について



訓練 2/26

避難所運営会議 第 4 回打合せ会 3/9

避難所開設訓練内容の振り返りと次回訓練に向けた提案



●課題と解決策

避難所開設訓練は久しぶりの実施だったため、避難所設備の確認や各班の役割の確認について、多くの方に理解してもらうことを主な目的として訓練を実施した。訓練には多くの方が参加し、訓練の目的は達成した。今後は、より多くの役員が設備の操作方法の習熟や各班の役割の理解を深めつつ、要配慮者やペット同行避難者への対応を考慮した次の訓練の段階に進むことが期待される。

●避難所開設訓練の実施

訓練当日は、午前9時10分にいっせい防災行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施し、身を守るための方法について確認した。

その後、「東金町小学校避難所運営会議組織図」をもとに、総務部・物資部・救護部・衛生部・施設部・警備部の6部ごとに分かれ、備蓄品や設備等の確認や操作をしながら、避難所を開設するまでの手順と、各部の役割について体験する訓練を行った。

《シェイクアウト訓練及び各部の訓練事項》

シェイクアウト訓練	本部・総務部	物資部
		
「身を低くする」「頭部を守る」など、命を守るために必要な行動を取る訓練を実施	玄関開錠・避難所ボックス確認 避難所運営本部設置 防災行政無線訓練 災害時優先電話設置 避難者名簿作成	備蓄倉庫の確認及び物資の搬出 受水槽の水の確保 炊き出し
救護部・衛生部	施設部	警備部
		
応急手当訓練 ・AED訓練 ・応急手当訓練 担架搬送 簡易トイレ組立	施設の安全点検 通電火災の防止 受水槽の水の確保 スタンプパイプの活用 明かりの確保	通電火災の防止 避難所ルールの作成 施設の安全点検

●医療救護活動訓練の実施

救護所開設訓練



区では、大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生したときに、区内医療関係団体の協力のもと被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行う。東金町小学校は、災害時緊急医療救護所に指定されているため、葛飾区医師会及び災害拠点連携病院である嬉泉病院、第一病院等と協力して「医療救護活動訓練」を実施。訓練には、東金町・水元・西水元の各地区の自治町会が参加し、トリアージやタフレンジャーによる搬送訓練において、患者役として協力した。各部の避難所開設訓練を終了したのち、医療救護活動訓練を見学した。

《訓練内容》

- ①区災害医療コーディネーターによる講演「災害医療とトリアージ」
- ②緊急医療救護所の設置訓練、模擬患者を活用したトリアージ訓練
- ③災害拠点連携病院と緊急医療救護所の連携訓練
- ④タフレンジャーによる搬送訓練

●目的

このルールは、亀有中学校避難所運営会議（以下、「運営会議」と略称する。）が、災害時の亀有中学校の避難所開設・運営を円滑に行うため、避難者主体による運営を目指す「自主運営」の考え方を大事にし、葛飾区、防災都市計画研究所の協力を得て、8回の運営会議を経て作成したものである。

●取り組みの流れ

今年度の運営会議の活動は当初、「避難所運営ゲーム（HUG）」と「避難所開設訓練」を予定していた。

しかし、第2回の座学で熊本地震後の避難所運営における現場対応の難しさを認識し、また、第3回のHUGを通じて、避難者の受け入れ、救援物資の配分などの自主運営ルールの必要性を痛感し、運営会議役員主導で「避難所開設・運営ルール」づくりを進めることにした。ルールづくりは、下表のとおり、座学、HUGを含め計8回の会議で毎回2時間前後の熱心な議論を行い、成文にまとめた。

回	開催日	内 容
1	6月7日	・避難所運営会議の進め方の確認(本部長・副本部長の選出、今年度の活動予定等)
2	7月26日	・平成28年度避難所運営会議の活動予定 ・座学(熊本地震の事例、避難所開設時の論点、避難所運営ゲーム(HUG)の事前説明等)
3	8月26日	・HUGの実施(避難者の受入や諸課題への対応を協議)
4	10月14日	・ルールづくり(1)[論点1～3]
5	11月15日	・ルールづくり(2)[論点4～6]
6	12月15日	・ルールづくり(3)[論点7～10]
7	1月25日	・ルールづくり(4)[論点11～14]
8	2月23日	・ルールづくり(5)[全体] ・ルールづくりの感想(①ルールづくりで悩ましかった点、②今後の活動等)



●ルールの要点

ルールは、HUGで必要性が確認された14の論点を対象に、HUGでの参加者の意見、熊本地震での事例、その他過去の災害教訓などを参照しつつ、運営会議役員の熱心な議論を通じて決定された。ここではルールの要点を下表のとおり紹介する。

ルールの項目(論点)	ルールの要点(キーワード)
1. 避難者受入施設の安全点検	施設部、建物の被害点検、「チェックリスト」、建築士の協力、「善意の結果責任を問わない」
2. 避難者の受け入れ方法	受け入れの優先順位、自宅での生活継続を啓発、ルールの宣言、第二避難所(葛飾野高校等)
3. 避難者の受け入れ場所(施設利用計画)	「施設利用計画図」が基本、通路の確保、町会毎にまとまる、女性に配慮、ペット、ゴミ置き場
4. トイレの設置・管理	屋内トイレの点検、仮設トイレ(6基)、簡易トイレ(54基)、便袋(2,000回分)、トイレ掃除の分担
5. 車両乗り入れへの対応	原則禁止、但し本部長が例外を判断、校庭の利用計画の想定
6. 運営業務の役割分担	基本は6部制、必要に応じて3部制、誰もが指揮者、専門職の登録、基本は「自主運営」
7. 重要案件の合意形成	運営本部会議を設置、運営委員を優先、12町会代表者・教員・学校職員・区担当職員等で構成
8. 避難者要望への対応	運営本部会議で対応方針を決定、「居住班」代表の参加、区に報告・協力要請、外国人に配慮
9. 傷病者への対応	症状に応じた対応(軽傷患者は応急処置、中等症・重症患者は道上小に搬送)、病院リスト
10. 要配慮者への対応	受入場所(体育館1階)、介護体制は今後の課題、区に報告・相談、福祉施設リスト
11. 救援物資の調達・搬入	備蓄物資の活用、区に連絡、運営本部会議で決定、備蓄を住民に啓発、物資部・「居室班」が担当
12. 救援物資の配分	本避難所の避難者・在宅避難者等に配布、公平性の重視、柔軟な対応、女性・要配慮者への配慮
13. 訪問者(ボランティアを含む)への対応	総務部が窓口、区と相談、災害ボランティアセンター経由で派遣、悪質ボランティアに注意
14. 犯罪の予防	警備部が担当、重要な判断は区と相談、運営本部会議で決定

●ルールづくりの感想

ルールづくりを経験した運営会議役員の感想は以下のとおりである。

①ルールづくりで悩ましかった点	「すごい資料だが、課題も多い」、「実際に自分たちがどこまでやれるか不安」、「建物安全の判断は難しい」など。
②今後の活動	「今後はルールをもとに実践的な訓練が必要」、「町会員への周知が必要」、「協力者(中高生)を集められるか？」など。

●地区の概要

- ・葛飾区南部、荒川と中川の東に位置する。
- ・各自治町会との結束も固く、地域活動が活発な地域である。
- ・平成26年度、新小岩南地域（新小岩一丁目から四丁目の6自治町会を母体に、「新小岩地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|--------------|
| ○新小岩第一自治会 | ○新小岩第一自治会 |
| ○新小岩第三自治会 | ○新小岩第四自治会 |
| ○新小岩第五自治会 | ○新小岩一丁目中町自治会 |



●地域防災会議の特徴

新小岩地域防災会議では、地元6自治町会の他に、新小岩南地域まちづくり協議会や青少年育成新小岩地区委員会、学校・PTA、本田消防署・消防団、本田警察署、葛飾区社会福祉協議会等が参画して、今年度は「避難所でのペット同行避難」をテーマに取り組んだ。

●地域防災会議の取り組み

今年度は会議4回と訓練2回、そして地域住民が参加して防災イベント「防災フェスタ 2017in 松南パル」を開催した。

会議では、専門家から避難所でのペット同行避難の実態と課題を学び、避難所にペットと一緒に避難できるように飼育スペースや動物飼育の基本ルールなどを話し合い、訓練を実施してその対応について検証した。



地域防災会議の流れ

第1回地域防災会議 (9/14)

- ・ 専門家から学ぶペット同行避難
- ・ 区のペット同行避難の取組

第2回地域防災会議 (10/19)

- ・ 避難所ペット同行避難の検討

第3回地域防災会議 (11/6)

- ・ 旧松南小避難所開設訓練と防災フェスタの検討

解体建物を活用した震災訓練 (11/19)

旧松南小避難所開設訓練・防災フェスタ (2/19)

第4回地域防災会議 (3/15)

- ・ 今年度の活動の振り返り




●避難所開設・運営訓練の実施

避難所開設訓練は、新小岩地区独自の避難所初動組織3班体制で、避難所にある備蓄品や設備等を活用して、一時集合場所の開放から避難者を校舎に受け入れるまでの避難所の開設手順を確認する訓練を旧松南小学校で実施した。

また、今年度はペット同行避難者への対応として、避難者対応班にペット担当を設けて、飼育スペースの設営から避難者と一緒に避難してきたペットを飼育スペースに受け入れるなど訓練を実施した。

今年度の取組の成果を「避難所ペット同行避難対応指針」として取りまとめた。

《各班の主な訓練項目》

総括班	避難者対応班	避難者受入準備班
 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設本部の設置 ・校舎の鍵開錠及び避難所ボックスの搬出 ・活動班編成表の作成 ・班長会議の開催(情報共有) ・葛飾区災害対策本部への状況報告 ・情報収集と整理 	 <ul style="list-style-type: none"> ▼避難者担当 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者への待機指示 ・情報掲示板の設置 ・情報伝言コーナーの設置 ・仮設トイレの設置 ・避難者の受付業務 ▼ペット担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ペット同行避難者専用受付の設置 ・ペット飼育スペースの設営 ・ペット同行避難者の受付業務 	 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全点検 ・危険箇所の立ち入り禁止等措置 ・避難所利用計画の決定 ・案内看板等の作成と掲示 ・特設公衆電話の設置 ・トイレの使用禁止措置 ・立ち入り禁止場所等の措置 ・居住スペースの通路確保

●解体建物を活用した震災訓練の実施

解体工事がはじまる前の新小岩保育園の園舎を活用して、葛飾区で震度6強の大地震が発生したとの想定により震災訓練を実施した。訓練では、建物内にいる要救助者を、窓ガラスを破壊して室内に進入、担架を使って2階から屋外まで救出する訓練や、小松川境川親水公園の水利を活用して、市民消防隊2台のC級ポンプを使った長距離送水訓練など実践しながらの訓練を行い、震災時の災害対応力の向上を図った。



窓ガラス破壊訓練



長距離送水訓練

1. 業務の目的

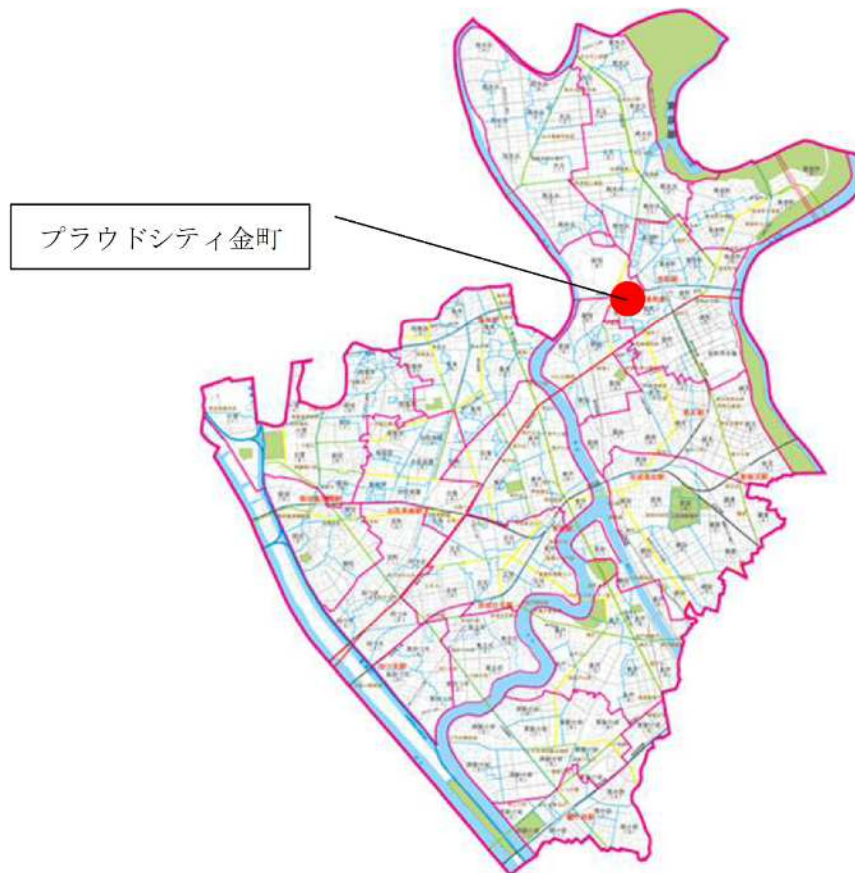
東京湾北部地震の被害想定では、約 20 万人の避難者が発生し、そのうち、避難生活者が約 13 万人とされている。指定避難所の収容人数は、約 96,000 人（第一順位：84,000 人、第二順位：11,000 人）であり、避難人口と比較すると約半分、避難生活者数で 74% の収容となっている。

そのため、平成 25 年に改正した「葛飾区地域防災計画」では、避難所は、住まいの倒壊や火災等により、自宅が被災した区民等が生活する場であることを明確化し、マンションなどの耐震性のある自宅での生活の継続（在宅避難）を推奨している。しかしながら、震災等により、自宅での避難生活（在宅避難）が長期化した場合、食糧などの備蓄品が不足するなどのことも想定される。

本委託は、このような課題解決に向け、平時からのマンションと隣接する自治町会との関係づくりを進め、地域の防災力向上を目的とする。

2. 対象地域

プラウドシティ金町



3. 業務の内容

プラウドシティ金町自治会では、大型マンションにおける自助・共助による防災力向上を目指すため、防災専門の委員会を設置し、組織構築、住民への意識啓発、マニュアルの作成等に取り組んでいる。こういった活動を円滑に進められるよう、以下の支援を行った。

(1) マンションにおける防災の取組みの検証

プラウドシティ金町自治会に事前に調査シートを手渡し記入してもらい、そのシートを参考に現在の防災の取組みをヒアリングして課題を整理するとともに、建物の状況や防災設備の視察等を行い、防災組織づくりや住民への意識啓発、防災マニュアルなどについてのアドバイスをを行った。

(2) 地域防災会議の支援

プラウドシティ金町自治会では、プラウドシティ金町アベニュー管理組合理事会及びプラウドシティ金町ガーデン管理組合理事会とともに「自主防災組織立上準備委員会」を設立し、住民の自主運営により自主防災組織のあり方や設立手続き等について具体的な検討を重ねてきた。会合は計6回開催され、資料準備や当日の運営補助を行った。

(3) 防災訓練の支援

防災訓練は、マンション自治会と2つの管理組合により自主的に企画・実施された。その訓練に立ち会い、当日の様子を記録した。

(4) 防災アドバイザー業務

毎回の「自主防災組織立上準備委員会」に出席し、適時、必要なアドバイスをを行った。

(5) 課題に対する解決策の策定等

プラウドシティ金町の喫緊の課題は、マンション自治会と2つの管理組合による自主防災組織づくりである。各回の会合において住民の意向や問題意識などを聞きながら、プラウドシティ金町に適した自主防災組織のあり方や運営上の問題、防災マニュアルのあり方等を提案するとともに、地域連携に向けて原田小学校避難所運営会議への参加を促した。

また、住民啓発活動として住民が企画・実施した全戸対象のアンケート調査に協力し、その結果から今後の対策に反映すべきポイントを提案した。

(6) 防災訓練などの活動備品、報告書の作成

上記の一連の取組みの概要と関係資料、成果について本報告書にまとめた。

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

平成30年度の地域防災会議では、事前に6自治町会を対象に自主防災活動に関するアンケート調査を実施し、活動の実態や課題を把握した

●地域防災会議の取り組み

アンケート調査の実施後に、3回の会議を実施し、「奥戸地区地域防災活動推進計画」（2019年版）を策定した。

会議では、6自治町会の自主防災活動における課題を共有し、災害時の防災市民組織の役割や、他地区の自主防災活動の取り組みを学び計画を策定した。

●自治町会自主防災活動に関するアンケート調査

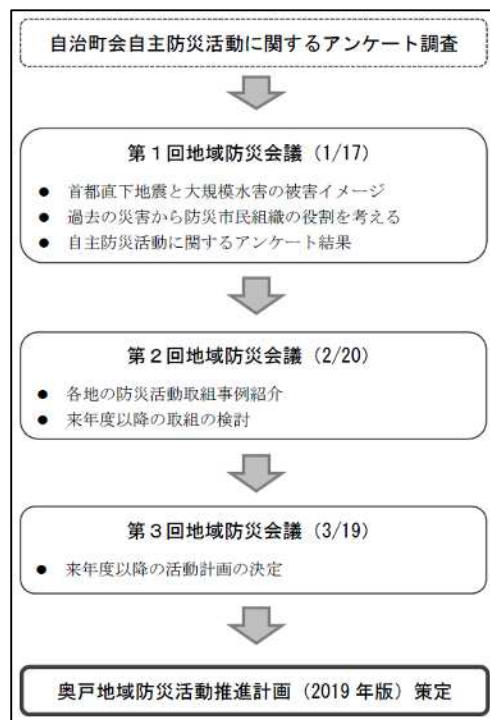
6自治町会の自主防災活動に関するアンケート調査を実施したところ、大地震が起きたときに「活動できる」と回答したのは1自治町会のみで、5自治町会は「活動できない」との回答が得られた。また、回答があった人の約8割が60歳以上の年配者であり、若い人の会議への参加が少ないという課題も見られた。

●「奥戸地区地域防災活動推進計画」

会議で出された意見に基づき、今後取り組んでいく防災事業として「奥戸地区地域防災活動推進計画」を策定した。平成31年度から優先度の高い取組から順次進め、概ね5年以内にすべての取り組みに着手することとした。

●今後の地域防災会議での取組予定

計画に基づき、各自治町会の震災時の初動体制の確立に早急に取り組み、災害時に少しでも活動できるようにすることが望まれる。



あなただったら、どうする？ 大規模水害から命を守るう！

柴又地区は海が2.0m前後と低いため、江三川等が氾濫した場合に甚大な被害を受けるおそれがあります。柴又地区の水害リスクを軽減し、大規模水害時の避難方法を、家族で確認しましょう！

柴又地区連合自治町会ごとのリスク

自治町会	① 柴又北町自治会	② 住吉自治会	③ 柴又自治会	④ 全町マツクス自治会	⑤ ガーデンアパルトメント自治会	⑥ 柴又地区連合自治町会
最大浸水深	3.0m～5.0m未満	3.0m～5.0m未満	5.0m以上	0.5m～3.0m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m～5.0m未満
最大浸水範囲	1週間～2週間未満	1週間～2週間未満	3日～1週間未満	1週間～2週間未満	3日～1週間未満	1週間～2週間未満

※全柴又地区から、避難経路等が確認可能な範囲が示されています。注：あくまで目安です。

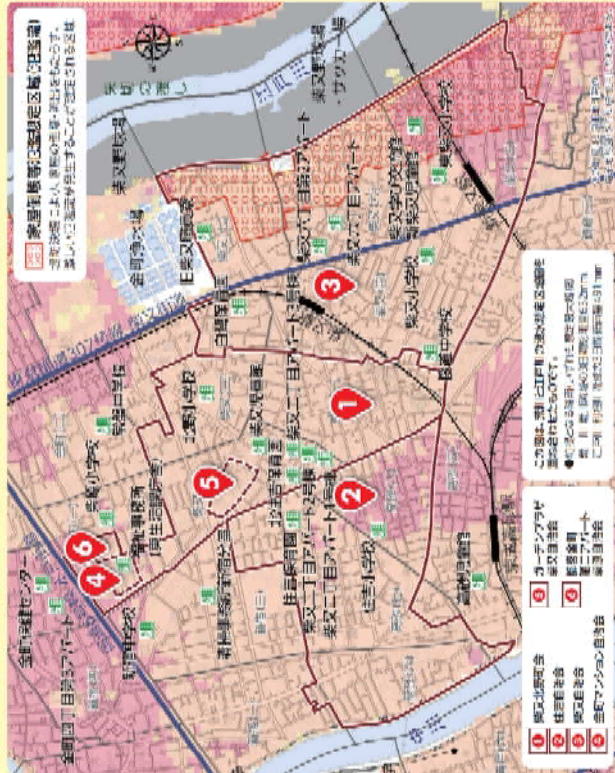
①最も長く浸水が継続する時間 (最大浸水深が等しい)



柴又地区における避難行動の考え方

- ① 原則**
 - 地区外の浸水しない地域へ**広域避難**
- ② 広域避難が困難な場合**
 - 洪水緊急避難建築物等の高い建物へ**垂直避難**
- ③ 自宅等に留まる場合**
 - 自宅に浸水しないフロアがあることが前提
 - ライフラインの途絶等に備える

②浸水時に最も大きくなる浸水 (最大浸水深)



この図は、最大浸水深(12時間未満)の範囲を示しています。実際の浸水状況は、気象条件により異なります。浸水が継続する時間や、浸水が深くなる範囲は、実際の浸水状況により異なります。浸水が深くなる範囲は、実際の浸水状況により異なります。

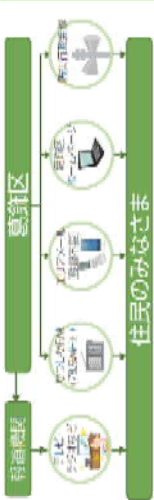
この図は、最大浸水深(12時間未満)の範囲を示しています。実際の浸水状況は、気象条件により異なります。浸水が継続する時間や、浸水が深くなる範囲は、実際の浸水状況により異なります。浸水が深くなる範囲は、実際の浸水状況により異なります。

柴又地区における荒川と江戸川が氾濫する恐れがある場合の避難行動

葛飾区の避難情報の入手方法について

葛飾区からの 情報伝達体制

みなみまご村に身近な
テレビ(LICOM)
ラジオがつかない方はM
事で積極的に情報収集しましょう



葛飾区が避難を呼びかけるタイミングについて

中心気圧930hpa以下の猛烈な
台風が東京に接近している場合
氾濫発生の日前
江東5区以外への避難を呼びかけ(広域避難指示)

河川上流部の長雨により
河川の水位が上昇している場合
氾濫発生の日前～半日程前
葛飾区から避難を呼びかける動きが緊急

安全な地域まで避難をするための、十分な時間があります！

浸水しない地域(江東5区以外)への広域避難について

柴又周辺からの避難方法

電車での避難 **車椅子**から電車を利用して避難してください。
徒歩・自転車での避難 工業方面へ、または、東京都西部方面へ避難してください。
自動車での避難 自動車の避難は交通法が予想されます。原則として、歩行が困難な方以外は公共交通機関や徒歩で避難してください。

留意点

- 区が避難情報を発令した等には、公共の交通機関が動いている可能性があるので、区からの避難情報に従って、浸水しない安全な地域まで広域避難をしてください。
- 区では東京23区や川崎市・横浜市等と協定を締結して、水害時の江戸川の流入についても、区や町海と一帯ご協力を進めています。
- 避難経路と併せて、避難先についてもお知らせしますが、公的な道幅狭い多くの方が押し寄せ、快速な帰郷を確保することが難しくなります。
- 浸水しない安全な地域に、**避難先**や**避難場所**等がある場合には、自主的な避難先への避難をお願いします。



自宅や近くの高い建物への垂直避難について

大規模水害時に **自宅に留まって** しまうと…

衛生環境が悪く、物資が届かない中、1週間以上も孤立生活を送らなければいけなくなる可能性があります。



自宅に留まる際は、ライフラインの途絶等に対して準備が必要です。

- 1週間以上の飲料水や食料、薬の備蓄
- 生活用水(浴槽や洗濯機に備蓄)の準備
- 懐中電灯(特に電池式のLEDライト)の準備
- ラジオや予備電池の準備
- 簡易トイレ(水びびりがないため)の準備
- 浸水しない櫃に貴重品等を移動
- 卓上コンロや携帯コンロなどの燃料の準備
- 調電防止のためコンセントを抜く

洪水緊急避難建物への避難

1階等に住んでおり、自宅全体が浸水してしまう場合は…
→洪水緊急避難建物への避難を検討してください。

- 留意点
 - 洪水緊急避難建物でも、浸水がひどい場合は、自力での避難が困難な場合があります。
 - 風呂・ガス・水道等が止まらなくなる可能性があります。
 - 居住者全員、洪水緊急避難建物に移動できるように、徒歩や車で避難の準備をしておくことが大切です。
- 注意
 - 洪水緊急避難建物へ避難する場合は事前に準備が必要です。
 - 備蓄品の洪水緊急避難建物で電撃
 - 食料や常備薬等を持ち出す準備

※洪水緊急避難建物については、事前に自治体のホームページや広報誌などでご確認ください。
※洪水緊急避難建物の利用には、事前に自治体のホームページや広報誌などでご確認ください。

葛飾区 東新小岩七丁目町会 家 マイ・タイムライン (私の事前防災行動計画)

※河川が氾濫するおそれがある場合には、葛飾区が避難情報を発令しますが、それよりも前に江東5区が合同で避難情報を発令することもあります。

江東5区 (葛飾区、墨田区、江東区、足立区、江戸川区) が合同で避難情報を発令するケース 猛烈な台風が東京地方に接近し、高潮や複数河川の氾濫といった大規模水害のおそれがある場合等 ※大規模水害が起きる2日～1日前に発令		葛飾区が単独で避難情報を発令するケース 河川上流部の大雨で、葛飾区を流れる荒川が氾濫するおそれがある場合 ※荒川の氾濫が起きる半日～数時間前に発令	
原則は、公共交通機関等を利用して、東京の西部方面や千葉方面へ避難	原則は、公共交通機関等を利用して、中川・新中川より東側の地域へ避難	黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区	黒：気象・水害情報 赤：江東5区 紺：葛飾区
江東5区(葛飾区、墨田区、江東区、足立区、江戸川区)が合同で避難情報を発令するケース 猛烈な台風が東京地方に接近し、高潮や複数河川の氾濫といった大規模水害のおそれがある場合等 ※大規模水害が起きる2日～1日前に発令	葛飾区が単独で避難情報を発令するケース 河川上流部の大雨で、葛飾区を流れる荒川が氾濫するおそれがある場合 ※荒川の氾濫が起きる半日～数時間前に発令	東新小岩七丁目町会の動き	東新小岩七丁目町会の動き
事前自主避難先の候補を見つける(親戚・友人宅、ホテル等)	事前自主避難先の候補を見つける(親戚・友人宅、ホテル等)	我が家の備え マイ・タイムライン	我が家の備え マイ・タイムライン
<p>平時</p> <p>□ 気象情報を毎日発表</p> <p>□ 江東5区が共同で、大規模水害の検討を開始し、記者発表を行う</p>	<p>平時</p> <p>□ 気象情報を毎日発表</p> <p>□ 天気予報等で水害の可能性を発表</p>	<p>□ 気象情報を毎日発表</p> <p>□ 天気予報等で水害の可能性を発表</p> <p>□ 荒川が氾濫注意水位に到達 避難準備・高齢者等避難開始を発令</p> <p>□ 二上小学校での避難所開設の申請を行う</p>	<p>我が家の備え マイ・タイムライン</p> <p>● マイ・タイムラインを活用し、身近な人と避難の仕方を相談 町会内で情報共有</p> <p>● 更新小岩七丁目町会 固有のホームポートを 所定場所に運営</p>
<p>3日前</p> <p>□ 江東5区が共同で、自主的広域避難の呼びかけを行う</p> <p>□ 特別警報可能性情報</p>	<p>数日前～1日前</p> <p>□ 天気予報等で水害の可能性を発表</p>	<p>□ 荒川が氾濫注意水位に到達 避難準備・高齢者等避難開始を発令</p> <p>□ 二上小学校での避難所開設の申請を行う</p>	<p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p>
<p>2日前</p> <p>□ 江東5区が共同で、自主的広域避難の呼びかけを行う</p> <p>□ 特別警報可能性情報</p>	<p>半日前</p> <p>□ 荒川が氾濫注意水位に到達 避難準備・高齢者等避難開始を発令</p>	<p>□ 荒川が氾濫注意水位に到達 避難準備・高齢者等避難開始を発令</p> <p>□ 二上小学校での避難所開設の申請を行う</p>	<p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p>
<p>1日前</p> <p>□ 江東5区が共同で広域避難勧告発令 ※公共交通機関を利用できる段階で発表</p>	<p>6時間前</p> <p>□ 荒川が避難判断水位に到達 避難勧告を発令</p> <p>□ 避難指示(緊急)を発令</p>	<p>□ 荒川が避難判断水位に到達 避難勧告を発令</p> <p>□ 避難指示(緊急)を発令</p>	<p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p>
<p>大規模水害発生</p> <p>□ 荒川が氾濫 □ 氾濫発生情報 □ 避難情報解除</p>	<p>3時間前</p> <p>□ 荒川が氾濫危険水位に到達 避難指示(緊急)を発令</p> <p>□ 避難指示(緊急)を発令</p>	<p>□ 荒川が氾濫危険水位に到達 避難指示(緊急)を発令</p> <p>□ 避難指示(緊急)を発令</p>	<p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p>
<p>水害発生</p> <p>□ 氾濫発生情報 □ 避難情報解除</p>	<p>水害発生</p> <p>□ 荒川が氾濫 □ 氾濫発生情報 □ 避難情報解除</p>	<p>□ 荒川が氾濫危険水位に到達 避難指示(緊急)を発令</p> <p>□ 避難指示(緊急)を発令</p>	<p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p> <p>● 指定された町会役員等は二上小学校に参集し、避難所を開設 避難所等の情報を町会員に伝達</p>

地震とは違い、水害はある程度、事前に予測ができるため、事前準備をして早めに避難すれば命は助かります！

水のたまりやすい所には十分注意！

※湯水しない場所まで避難する時間がない時助け合って、できるだけ安全な上階へ

いざ、二上小学校に避難しても、お風呂・トイレ、お風呂

“我が家の備え マイ・タイムライン（私の事前防災行動計画）”の使い方について

◆マイ・タイムラインとは？

“台風の接近や長雨によって河川水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列にまとめたもの”です。

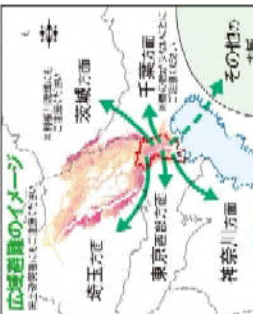
子どもの成長や家族の病気の状況などを考慮し、自分や家族に合った避難のしかたを考えることや、定期的にタイムラインを見直し、修正することなどがとても大切です。

「誰か」「何を」「いつ頃」を行うかを明確にしておくことで、いざという時に急あ決定がしやすくなり、迅速な防災行動を取ることができるようになります。マイ・タイムラインを作成し、冷暖房等の家の自立つ所に貼っておきましょう！

◆広域避難とは？

浸水域外となる江東5区（高砂区、墨田区、江東区、荒川区、江戸川区）以外の地域へ避難すること。

もしもの時に東京西部方面など浸水区域外に避難できる場合、事前に準備しましょう



◆マイ・タイムラインの書き方

家族の状況などを整理し、「誰か」「何を」「いつ頃」を行うかを明確にし、「我が家の備え」欄に記入しましょう！

1. ①の1～22の文章を参考に、ご自身のマイ・タイムラインに行動内容を記入
2. 一連り書き終えたら、漏れがないかチェック
3. 毎年1回は家族みんななどで内容を確認し、成長や状況等に応じて再検討

雨の季節に入る前の再確認がオススメ！

◆避難行動

14. 電線や道路が浸水した場合、早急避難

15. 自主避難先や区が立ち上げた避難所までの経路を確認

16. お身体が不自由な要配慮者は、自動車での避難を準備

17. 自力で避難できずに要配慮者を近隣の2階・4階に運んで行く

18. 電線等の公共交通機関で広域避難

19. 避難する途中で電気が付いている等、避難していない様子の家があれば、避難を呼びかける

20. 避難が遅れた場合は、洪水緊急避難建築物の高い建物に避難

21. どうしても自宅に留まらざるを得ない場合は、早期の浸水に備え、ガス・ガスの遮断に留意

22. 荒川が氾濫しても、自宅が浸水せずに避難情報が届いたら、帰宅する

避難するまでの時間	避難行動	要配慮者の備え	マイ・タイムライン
平時	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	1, 2, 3
数日前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11
半日前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	12, 13, 14, 15, 16, 17
6時間前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	18, 19
3時間前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	20, 21
大規模水害発生	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	22

D 避難準備・高齢者等避難開始が発表されたら、お体の不自由な方や乳幼児等、移動が困難な方は、避難所までの経路を確認し、避難所までの経路を確認

E 避難勧告が発令されたら、一段落したら、速やかに避難所まで避難してください。

F 避難指示(緊急)発令時にまだ避難していない一歩遅い者は、直ちに避難行動を開始してください。

避難するまでの時間	避難行動	要配慮者の備え	マイ・タイムライン
平時	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	1, 2, 3
3日前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10
2日前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	11, 12, 13, 14
1日前	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	15, 16, 17, 18, 19
大規模水害発生	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	20, 21
大規模水害発生	要配慮者等の避難行動を確認し、避難所までの経路を確認	マイ・タイムライン	22

A 気象状況によって避難するまでの時間は変わります。最新の避難情報に注意しましょう。

B 自主的な広域避難の呼びかけが発表されたら、できるだけ自主避難先に避難しましょう。

C 広域避難先発令後は、3階以上に避難し、浸水が止まらないうちに、自主避難先へ避難してください。

その他

21. どうしても自宅に留まらざるを得ない場合は、早期の浸水に備え、ガス・ガスの遮断に留意

22. 荒川が氾濫しても、自宅が浸水せずに避難情報が届いたら、帰宅する

避難の準備

8. 気象情報、避難情報の待ち受けを確認

9. 親戚・友人宅に避難することを依頼

10. 浸水しにくい場所のホテル等を確保

11. 車で避難する場合は、事前に道路状況を確認

12. 避難する前に交通情報や浸水情報等を調べる

13. 避難情報が発表されたら、速やかに目的地へ避難

情報収集

4. 気象情報や避難情報等を確認

5. 家族全員の手元を確認し、広域避難について話す

6. 自主避難先までの行き方を確認

7. 避難時に参加し、お体の不自由な方や高齢者等の避難先を確認

8. 浸水が止まらないうちに、自主避難先へ避難してください。

平成30年度(2018年度) 東新小岩七丁目町会 活動報告
 「犠牲者ゼロ」の実現に向けたワークショップ「広域避難訓練」の取組について

概要版

ワークショップの様子

ワークショップで議論し、制作した「我が家の備え マイ・タイムライン」

- 広域避難訓練の参加者の様子・アンケート結果等も考慮し、マイ・タイムラインの内容を精査
- 第1回・第3回ワークショップでの意見交換を踏まえ、「平時の取組」等を追加
- マイ・タイムラインの使い方や書き方のポイントをまとめた紙面を作成



2019年度の取組(予定)

- 「我が家の備え “マイ・タイムライン”」を、「広域避難訓練の実施報告」「マイ・タイムラインの使い方」とともに町会員全世帯に配付する
- 町会員を対象とした「マイ・タイムライン作成講習会」等を通して、幅広い世代に対して、大規模水害のリスクや広域避難の必要性の周知・自主避難先の確保の推進を訴えていく

東新小岩七丁目町会は、平成28年度に内閣府「災害・避難カード」事業集のモデル地区に選ばれ、平成28年度・平成29年度・平成30年度は、内閣府や東京都、葛飾区等とともに、大規模水害が発生する可能性がある時の避難方法を検討しています。

平成30年度は平成29年度までの取組を踏まえ、東新小岩七丁目町会独自の「大規模水害から命を守るための“マイ・タイムライン”(事前防災行動計画)」の制作や「広域避難訓練」を行いました。

広域避難訓練の概要 <訓練実施日：2018年11月25日(日)>

9時30分 二上小学校のビデオに集合・受け付け開始

- ◆1歳から93歳まで総勢78名が参加しました!

9時50分 二上小学校から新小岩駅までの“徒歩での移動訓練”

- ◆広域避難動員が発令された時の状況を想像しながら移動しました!
- ◆集団で移動をすると約30分(少人数だと10分程度)

10時20分 新小岩駅から上野公園までの“電車を利用した移動訓練”

【新小岩駅】10時25分頃～10時30分頃の電車で新小岩駅を出発

- ◆切符購入検査時は、世帯毎におつりのないよう小待を準備し、16人全員が1つの券売機を利用したところ、全員が購入し終えるまでに5分ほどかかりました。
- 😊事前にはカードにお金をチャージしておくことでスムーズです。

【秋葉原駅】10時50分頃～11時00分頃の電車で秋葉原を出発

- ◆秋葉原駅の駅構内での移動経路は、班の参加者のお体の状態や本人の意向を確認し、班長が決定。
- 😊一線に避難する人が無理しないで移動できる駅・経路を事前に把握しておくことで“備え”の1つです。

【上野駅】10時55分頃～11時10分頃に改札口を通過

- ◆階段だけを利用して移動した班、エスカレーターを利用した班、エスカレーターを利用・トイレ休憩をとった班、エレベーターを利用した班の順に上野公園に到着。

11時05分頃～11時20分頃 上野公園に到着 新小岩駅出発から上野公園到着まで 45分～60分(乗車18分)

11時20分 点呼完了後、講評

今回の広域避難訓練のように、水害が発生する前に早めの広域避難を行うことが最善の対策であることと、広域避難訓練をきっかけにして、自主的に避難先を見つけていたことなどを伝達。

※午後には、本所防災館に移動して、防災体験を行いました。

本所防災館での防災体験の様子 <訓練実施日：2018年11月25日(日)>

本所防災館での防災体験の様子

- ◆ 都市型水害体験
- ◆ 風雨雨体験
- ◆ 全員で本所防災館で昼食

本所防災館での防災体験の様子

- ◆ 早めに遠方に避難することが大切だと思いをした。(水圧がかかるのでドアも開けられないことを体験)
- ◆ 平時は想像をよそ通り移動(避難)できることがわかったのがよかったと思います。
- ◆ 子供、大人、老人いろいろな年代の人が参加して、それぞれに気を使ったり思いやりを持って行動できて良かったと思います。
- ◆ 自分に何が出来るかをしっかりと知っておかないといけないと思いました。

「「犠牲者ゼロ」の実現に向けたワークショップ」での取組について

取組概要

東新小岩七丁目町会は、平成30年度も継続してワークショップを3回開催し、東新小岩七丁目町会独自の「大規模水害から命を守るためのマイ・タイムライン（事前防災行動計画）」の制作や「広域避難訓練」を行いました。

また、江東5区外への広域避難者のメリットや課題等について意見交換を行い、「犠牲者ゼロ」の実現に向けた今後の取組について検討しました。



ワークショップの流れ

平成29年度まで

- 江東5区内や江東5区外へ避難する場合のメリットや課題について意見交換
- 大規模水害に関する認識や移動避難者の有様、広域避難に関する課題等について、住民アンケート調査を実施
- 避難の際、家族や周辺の支援が必要な方への世帯を中心にピアリングを実施
- 災害リスクや取るべき避難行動について周知するためのパンフレットを制作・配付

平成30年度

- 第1回ワークショップ
 - 過年度の振り返りと今年度の取組内容の検討
 - 東新小岩七丁目町会のタイムライン案の紙面内容について意見交換
 - 広域避難訓練の内容の検討



第2回ワークショップ

- 広域避難訓練の内容の検討
（新小岩記から上野駅までの移動訓練、広域避難訓練での切符の購入、広域避難訓練当日の情報共有の方法、広域避難訓練で配付するアンケートの内容等について議論）



広域避難訓練

- 詳細は、別紙「大規模水害から命を守るための「広域避難訓練」を実施しました！」を参照



第3回ワークショップ

- 広域避難訓練の振り返り
- マイ・タイムラインの紙面や配付方法等について意見交換
- 今後の検討課題について整理
- 来年度の取組について検討

次年度の取組へ

ワークショップで議論し、制作した「我が家の備え マイ・タイムライン」

- ワークショップでの意見交換や広域避難訓練の参加者の様子・アンケート結果等も踏まえ、マイ・タイムラインの紙面内容を精査
- 2019年度に「広域避難訓練の実施報告」「マイ・タイムラインの使い方」とともに配付する
- 次年度は、町会員を対象とした「マイ・タイムライン作成講習会」等を実施予定

配布のマイ・タイムライン（後の新聞紙で行紙計画）



全戸配付し、各家庭で記入・いさよという時に活用していただく

マイ・タイムライン記入時のポイントを記載



17 令和元年度 東四つ木地区

●地区の概要

- ・葛飾区南西部、荒川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・東四つ木一丁目から四丁目の4自治町会が母体となり、「東四つ木地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- 木根川町会
- 東四つ木南町会
- 渋江東町会
- 東四つ木四丁目アパート自治会



●地域防災会議の特徴

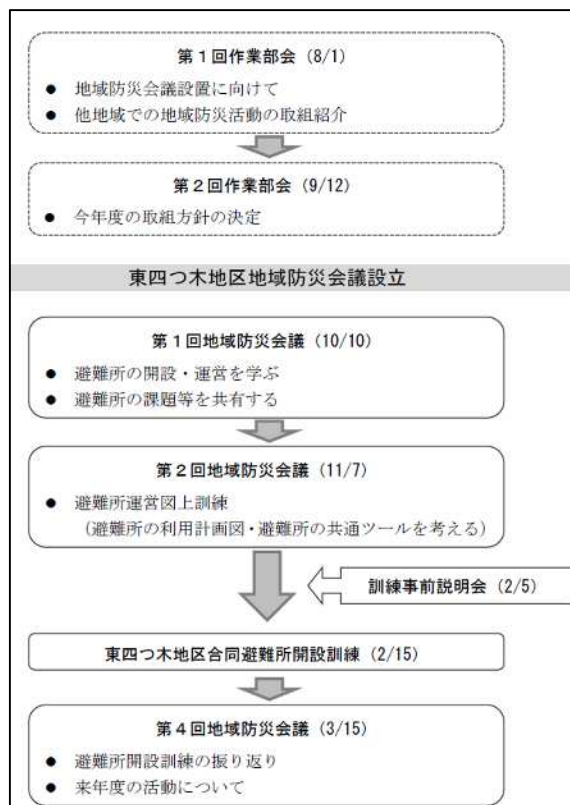
令和元年度の「東四つ木地区地域防災会議」では、4自治町会の他に、地区民生委員・児童委員協議会や青少年育成地区委員会、学校、PTAなどが会議に参画した。

自治町会	地域団体	関係機関
木根川町会 東四つ木南町会 渋江東町会 東四つ木四丁目アパート自治会	東四つ木地区民生・児童委員協議会 青少年育成東四つ木地区委員会 木根川小学校PTA 渋江小学校PTA 中川中学校PTA	木根川小学校 渋江小学校 中川中学校

●地域防災会議の取り組み

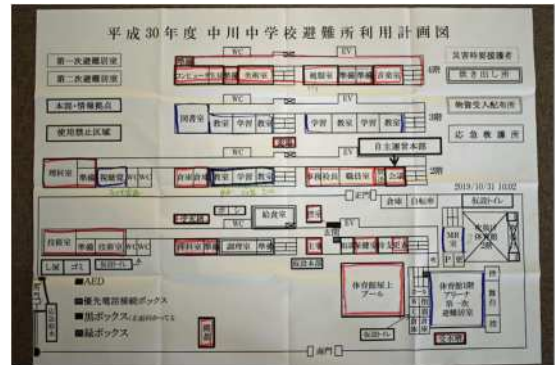
令和元年度は3回の会議と避難所開設訓練を実施した。会議では、避難所開設を中心に学び、避難所運営図上訓練を通して、利用計画図の作成や、共通ツールの検討を行った。検討結果に基づき避難所開設訓練を企画・実施し、開設訓練の振り返りも行った。

取り組みの成果として、避難所の開設手順書（アクションカード）などを入れた避難所開設キットを地区内3つの避難所に配置しました。



●避難所運営図上訓練

第2回地域防災会議では、第1回会議の内容を踏まえてとりまとめられた避難所の共通ルール(案)へ、避難所別に意見を出し合った。また、避難所毎に避難所利用計画図等を作成した。



●東四つ木地区合同避難所開設訓練

まず、東四つ木地区合同避難所開設訓練の実施内容等を説明するため、事前説明会を実施した。

避難所開設訓練では、会議で提案をした避難所初動組織をもとに班を編成し、カードに従って作業を進めていくことで避難所の開設ができる手順書「アクションカード」を作成し、一時集合場所の開放から避難者を施設に受け入れるまでの手順を確認する訓練を実施した。



●訓練の振り返り

東四つ木地区合同避難所開設訓練の振り返りを行い、避難所利用計画図と避難所共通ルールの修正案等を作成した。また、これらの取り組みの成果として、避難所の開設手順書(アクションカード)などを入れた避難所開設キットを地区内3つの避難所に配置した。



●今後の地域防災会議での取組予定

取組を通して、避難所開設・運営訓練の他に地域での助け合いネットワークの構築や、住民の防災意識及び防災行動力の向上といった活動への要望が見られた。また、取組実施後のアンケート調査でも、事務局機能の設置が望まれていることが分かり、検討が必要である。

●地区の概要

- ・西側を中川と隣接する地域に位置する。
- ・新宿小学校地区と新宿中学校地区で、地域防災会議を設置することを予定していた。

《関係自治町会》

- | | |
|-----------|-------------|
| ○新栄町会 | ○新宿五丁目自治会 |
| ○新宿きずな自治会 | ○新宿一丁目都営自治会 |
| ○協栄自治会 | ○新宿四丁目団地自治会 |
| ○若葉自治会 | |



●地域防災会議実施に向けた調整

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、新宿地区の全自治町会が集まって会議を開くことが困難であったため、小学校区と中学校区に分かれて事前調整会議をそれぞれ開催した。その後、避難所開設訓練と合わせて地域防災会議を開催する予定であったが、中止となった。

新宿小学校地区		新宿中学校地区	
新栄町会	新宿五丁目自治会	新宿一丁目都営自治会	協栄自治会
新宿きずな自治会		新宿四丁目団地自治会	若葉自治会

●新宿小学校地区

新宿地区地域防災会議の設置に向けて、設立趣旨や区内の地域防災会議の取組事例などを紹介して、意見交換を実施した。新宿小学校地区では地域防災会議の設置に賛同し、避難所の訓練が低調になってきていることから避難所開設訓練と合わせて地域防災会議を開催することを決定した。

●新宿中学校地区

新宿小学校地区と同様に、設立趣旨や区内の地域防災会議の取組事例などを紹介して、意見交換を実施した。新宿中学校地区は新たに地域防災会議設置することについて難色を示し、新宿地区では新宿小学校を拠点に地域防災会議を立ち上げて活動することとなった。

●今後の地域防災会議での取組予定

地域防災会議は、自治町会を母体にしながらも自治町会だけでは対応しきれない課題について、地域の様々な団体などと連携して防災活動に取り組むことである。今後は会議の中でどのような連携ができるかなどを話し合っていく必要がある。

●取り組みの概要

令和元年度、亀有地区（亀有五丁目）では、「大規模風水害から命を守る！」をテーマとし、「マイ・タイムライン」の作成に係るワークショップを全3回、実施した。

●活動内容

全3回のワークショップの内容は、下表のとおりである。

第1回目から第3回目までの間では、ワークショップの参加者には家族と話し合ってもらい、避難開始から完了までの具体的な行動を、自身で記入してもらうようにした。

回数	内容
第1回 (令和元年 10月28日)	○マイ・タイムラインを作ってみよう！ 【話題提供】 気象庁からの気象情報について（気象庁） 【グループワーク】 マイ・タイムライン作成 <第1回の完成目標> ・避難する場所の記入／避難開始のタイミングの決定
第2回 (令和元年 11月5日)	○首都圏外郭放水路現地見学！ 【話題提供】 荒川・江戸川の水害対策について（国土交通省） 写真：首都圏外郭放水路 令和元年10月13日（台風19号）での稼働状況 出典 首都圏外郭放水路見学会
第3回 (令和2年 1月14日)	○マイ・タイムラインを完成させよう！ 【話題提供】 水害時の避難情報と避難行動について 【グループワーク】 マイ・タイムライン作成 <第3回の完成目標> ・マイ・タイムラインを完成させる。／参加者による結果発表



●「マイ・タイムライン」作成のポイント

ワークショップでは、「マイ・タイムライン」作成のポイントとして、「地域の風水害を知ること」「避難情報・気象情報等の意味を理解すること」の2点を紹介し、作成を進めた。

■ポイント1
地域の風水害を知る

- ・想定される風水害の種類や特徴を知る。
- ・ハザードマップの重要性を知る。

■ポイント2
避難情報・気象情報等の意味を理解する

- ・適切な避難行動の目安となるため、重要な事項を理解する。
- ・警戒レベルの内容を理解する。

ハザードマップに示されたリスクは 現実 起こり得る

出典：大規模広域豪雨を踏まえた水害対策検討小委員会資料

！ 日頃からハザードマップを確認するようにしましょう！

図：ハザードマップの重要性

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成 30 年度、奥戸一丁目から九丁目の 6 自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

奥戸地区では、各自治町会で防災活動に取り組んできたが、自治町会役員の高齢化や若手の担い手不足などの課題を抱え、地域の防災活動が停滞しつつあった。そこで、平成 30 年度より「奥戸地区地域防災会議」を設置し、地区全体で防災の取組を推進することとした。令和元年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6 自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

令和元年度は、地域防災会議を 4 回開催した。

会議では、平成 30 年度に作成した「奥戸地区地域防災活動推進計画」をもとに、地震時の町会での初動活動の検討及び安否確認訓練の実施、防災フェスタの企画案の検討、防災市民組織の合同研修の企画を行った。

●地震時の町会での初動活動の検討

初動活動として、「災害対策本部の立ち上げ」「災害対策本部の活動」「安否確認」に分けて、「アクション」「事前に決定・準備する事項(チェックリスト)」を整理するとともに、各町会で参集する基準などを決定した。

●安否確認訓練の実施

災害時、素早く安否確認を行うことで必要な場所に人員を向けることができる。そのため、奥戸地区では、安否確認の体制を検討し、アクションカードを作成した。また、アクションカードをもとに各町会で安否確認訓練を実施した。

訓練における各世帯での安否の表示方法は、自治町会で作成した安否確認カードを玄関ドア等に掲示する方法、黄色いタオルを外から見える箇所にかける方法など、自治町会により異なる。



アクションカード・台帳

安否確認カード（奥戸二丁目町会）

（奥戸二丁目町会）

安否確認 葛飾区で震度5以上の揺れを観測した場合

あなたは町会会員です！

身の安全を確保し

【指示 1】 家の中

① 家の中にいる人全
→ 安
けが人がいる場合は救助
具の下敷きなど入手が必

【指示 2】 安否確

① 玄関等、見えるとこ
② 自宅の安全を目視
自宅の安全が傾くなど倒
を、外へ避難させます。

【指示 3】 組長に

① 組長に安否を報告
② 自宅に戻り、待機

安否確認台帳【〇〇〇〇町会 〇地区 〇班】

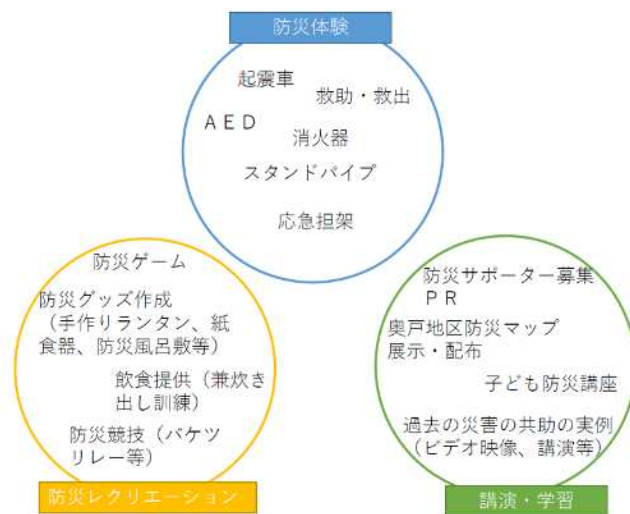
年 月 日 (時 分)
確認者:

組	No.	世帯主氏名	住所	無事	不明	備考
1組	①-1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2組	①-1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3組	①-1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4組	①-1			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	6			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	7			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	8			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



●防災フェスタの企画案の検討

他自治体の事例を参考として、防災フェスタの企画案を検討した。他自治体の事例では、「防災体験」「防災レクリエーション」「講演・学習」の3つのカテゴリーを全て盛り込むことで、多くの人に参加していることから、防災フェスタの企画にも、それぞれのカテゴリーから企画を検討する方向とした。



●防災市民組織の合同研修の企画

防災市民組織の合同研修の内容についてアンケートを実施し、アンケート結果をもとに「災害時に地域でできる活動に関すること」をテーマに合同研修を行う予定であったが、令和元年東日本台風を受けて風水害への対応に関心が高まった。

そのため、風水害に対して自治町会でできることとして、足立区 長門南部町会長の講演会に変更したが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止となった。

2 1 令和元年度 立石地区

令和2年度以降、立石地区地域防災会議設置に向けての意向調査を兼ねて、避難所運営図上訓練を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施することができなかった。

そこで、令和2年度以降の活動に向けて、平成30年度に作成した避難所開設の手順書「アクションカード」の令和元年度修正版と立石地区地域防災会議の設定提案書を作成した。

●避難所運営会議

日 時：令和2年1月29日（水） 19：00～21：00

場 所：葛飾小学校 図書室

議 題：避難所運営図上訓練の実施に向けて
来年度以降の活動について



○主な発言要旨

- ・6年間話し合ってきたが、昨年アクションカードの話が進んだ。
- ・これまで訓練をしてきたことで、令和元年台風19号で避難所が開設されたときには混乱なく対応することができた。
- ・台風19号では、区ではペットを受け入れない方針だったが、過去にHUG（避難所運営ゲーム）を体験してペットの問題を話し合っていたので、受け入れた。
- ・今後は、避難所利用計画とアクションカードの見直し、水害時のタイムライン（町会でやること、避難所でやること）の作成も考えていきたい。

●避難所運営図上訓練（中止）

日 時：令和2年3月1日（日） 9：30～12：00

場 所：葛飾小学校体育館

●立石地区地域防災会議の設置に向けて

葛飾小学校避難所運営会議は、区内でも先進的に避難所に関する取り組みをしており他の模範となっている。しかしながら、避難所運営会議という組織であるため避難所の活動が中心で、地域防災上の様々な課題に問題意識は持ちつつも思うように活動ができていない実態がある。

そこで、立石地区の自治町会を母体に地域防災会議を立ち上げ、避難所運営会議も参画し、まずは、葛飾小学校避難所運営会議の取組を立石地区に広げ、さらに地域で抱えている課題に向かって取組を進めていくことで、立石地区の地域防災力はさらに向上していくことが期待できる。

2 2 令和2年度 東四つ木地区

●地区の概要

- ・葛飾区南西部、荒川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・令和元年度、東四つ木一丁目から四丁目の4自治町会が母体となり、「東四つ木地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- 木根川町会
- 東四つ木南町会
- 渋江東町会
- 東四つ木4丁目アパート自治会



●地域防災会議の特徴

令和2年度の「東四つ木地域防災会議」は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から4自治町会のみで会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

令和2年度は、地域防災会議の開催に向けて作業部会を3回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。会議では、区内全小中学校で避難所が開設された令和元年東日本台風を踏まえ、台風接近時に連合町会や自治町会役員などの防災行動をまとめた「台風による洪水を対象とした地区コミュニティ・タイムライン」（以下「地区コミュニティ・タイムライン」という。）の作成を行った。

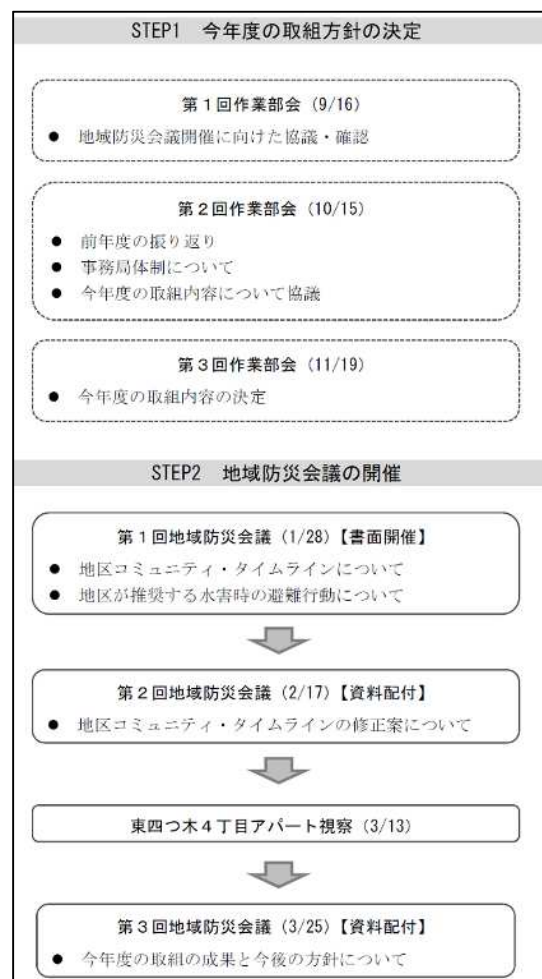
新型コロナウイルスの感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出により対面での会議開催が困難となり、十分な議論ができなかったが、書面開催などにより大枠は決めることができた。

併せて、洪水時に近隣住民の避難が想定される東四つ木4丁目アパートの現地視察を実施した。

●今後の地域防災会議での取組予定

令和3年度も引き続き、地区コミュニティ・タイムラインの検討を進め、台風シーズンから運用を開始、実際に運用した結果を踏まえて検証し、見直しを行う予定である。

また、令和3年度以降、これまでに避難所開設訓練を実施していない渋江小学校と中川中学校で、地区が連携した訓練を実施する予定である。



23 令和2年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成30年度、奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



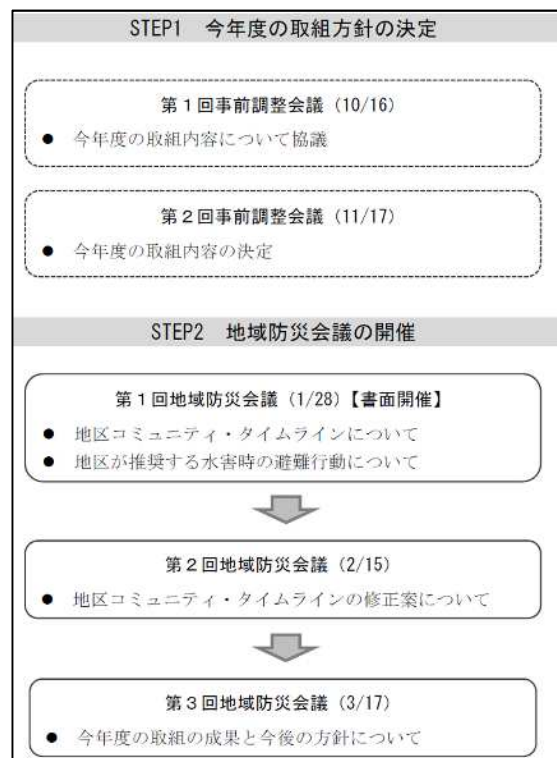
●地域防災会議の特徴

令和2年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

令和2年度は、地域防災会議の開催に向けて事前調整会議を2回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。会議では、区内全小中学校で避難所が開設された令和元年東日本台風を踏まえ、台風接近時に連合町会や自治町会役員などの防災行動をまとめた「台風による洪水を対象とした地区コミュニティ・タイムライン」（以下「地区コミュニティ・タイムライン」という。）の作成を行った。

新型コロナウイルスの感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出により対面での会議開催が困難となり、十分な議論ができなかったが、書面開催などにより大枠は決めることができた。



●今後の地域防災会議での取組予定

令和3年度も引き続き、地区コミュニティ・タイムラインの検討を進め、台風シーズンから運用を開始、実際に運用した結果を踏まえて検証し、見直しを行う予定である。

なお、地域防災会議の設立以来、自治町会で防災について検討してきた。日頃から地域団体に呼び掛けて地域防災会議に参画してもらうなど、連携した防災活動の実施について検討していく予定である。



24 令和3年度 奥戸地区

●地区の概要

- ・葛飾区南部、新中川と中川に囲まれた地域に位置する。
- ・平成30年度、奥戸一丁目から九丁目の6自治町会が母体となり、「奥戸地区地域防災会議」を設置し、防災活動に取り組んでいる。

《関係自治町会》

- | | |
|----------|-------------|
| ○奥戸一丁目町会 | ○奥戸北町会 |
| ○奥戸二丁目町会 | ○奥戸南町会 |
| ○奥戸町会 | ○都営団地こだま自治会 |



●地域防災会議の特徴

令和3年度の「奥戸地区地域防災会議」は、6自治町会が参加して会議を開催した。

●地域防災会議の取り組み

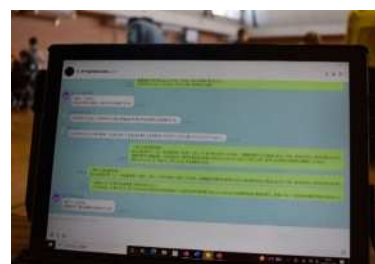
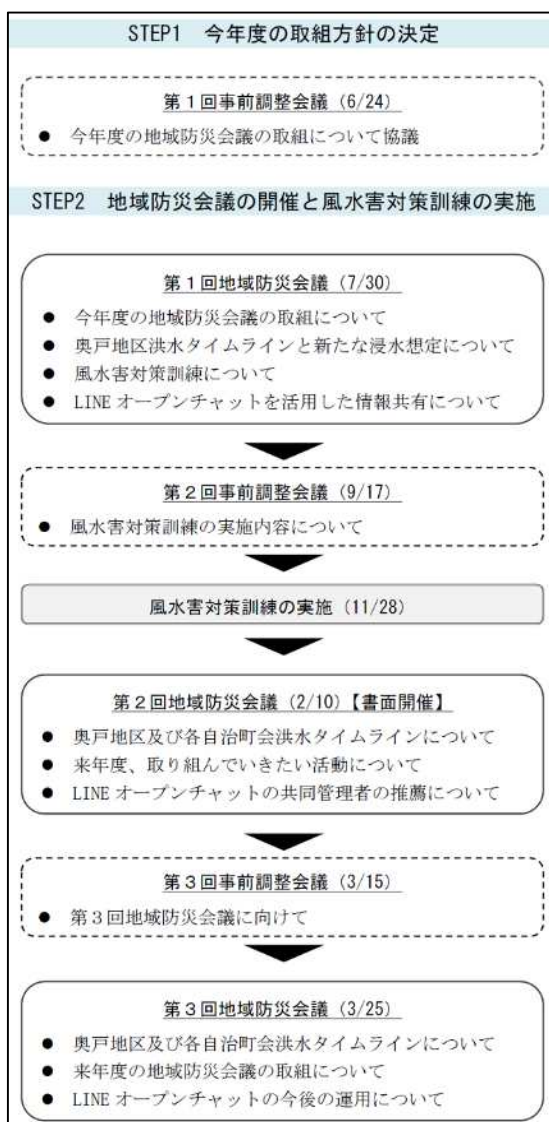
令和3年度は、地域防災会議の開催に向けて事前調整会議を3回開催するとともに、地域防災会議を3回開催した。また、風水害対策訓練を1回実施した。

会議では、令和3年度に作成した「台風による洪水を対象とした奥戸地区コミュニティ・タイムライン」の内容を改めて説明し、風水害対策訓練を通して、自治町会ごとの洪水タイムラインの作成に取り組んだ。

また、防災会議メンバーへの情報伝達や情報共有のため、LINEオープンチャットを開設した。

●風水害対策訓練

訓練は前半に「風水害からいのちを守る避難・防災気象情報を理解しよう」をテーマに講義を行い避難・防災気象情報について理解を深めた後、後半に風水害図上訓練を実施した。風水害図上訓練は、奥戸地区の6つの自治町会ごとに分かれて、LINEオープンチャットを活用して状況付与を行い、自治町会長から対応状況の報告や自治町会ごとに台風接近時の防災行動について検討を行った。



●コミュニティ・タイムラインの発動

令和3年度、LINEオープンチャットの開設により、「台風による洪水を対象とした奥戸地区コミュニティ・タイムライン」（以下「奥戸地区洪水タイムライン」という。）の運用を開始した。

「奥戸地区洪水タイムライン」の発動基準は、台風が発生し、早期注意情報の「暴風」「大雨」で「高」または「中」の日がある場合である。

令和3年度に「奥戸地区洪水タイムライン」を発動したのは3回であった。

台風14号 令和3年9月26日の「奥戸地区洪水タイムライン」の発動状況



●今後の地域防災会議での取組予定

平成30年度に奥戸地区地域防災会議を立ち上げ、「奥戸地区地域防災活動推進計画」を策定し、計画的に活動を実施した。その結果、区の支援を受けながら4か年で奥戸地区の大地震時の安否確認体制や台風時の洪水からの避難行動について防災行動計画を作成するに至った。

今後、これまでの取組成果を、自治町会役員はもとより地域住民まで幅広く広報するとともに、防災フェスタなどの啓発イベントを実施し、災害時の防災行動を浸透させていくこととしている。

令和3年度(2021年度) 西新小岩五丁目町会活動報告(概要版) 「西新小岩五丁目町会水害ワークショップ～みんなで作る避難行動計画をつくろう!～」での取組

取組概要

西新小岩五丁目町会では、浸水リスクや避難行動、警戒レベル等について理解を深めるため、ワークショップを2回開催しました。ワークショップでは、避難行動を検討する手動となるツールとして「西新小岩五丁目町会避難行動計画」を作成しました。今後は、避難所運営や広域避難について理解を深めるため、令和4年4月に第3回ワークショップを実施する予定です。

ワークショップ実施の流れ

令和3年11月6日 事前説明会：実施内容の確認

令和3年12月7日 第1回ワークショップ
避難行動を考える① クロスロードゲームの実施等

令和4年12月7日 第1回ワークショップ
避難行動を考える② 避難行動計画の検討等

令和4年4月(予定) 第3回ワークショップ
避難所運営・広域避難について考える



▲見開きA3サイズのリーフレット
西新小岩五丁目町会避難行動計画

第2回

第2回ワークショップでは、前回の内容を振り返り、ハザードマップや警戒レベルの内容をおさらいしました。また、葛飾区が配信している、防災行政無線の内容を確認出来るスマートフォンアプリ「かつらツツバ」の使い方、テレビで避難情報を確認出来る「dボタン」の使い方を学びました。また、住民が避難行動を検討する手動けとなるリーフレット「西新小岩五丁目町会避難行動計画」の内容を検討しました。



▲検討の結果を踏まえた西新小岩五丁目町会避難行動計画



▲「かつらツツバ」をダウンロード



▲グループで避難行動計画の内容を検討

第1回

第1回ワークショップでは、過去の水害を振り返り、葛飾区水害ハザードマップ、災害時の情報(警戒レベル)などについて学び、警戒レベルに基づき避難判断をテーマに、クロスロードゲームを実施しました。

過去の災害の振り返り
・カスリーン台風を体験した町山会長から、当時の体験についてお話をいただきました。

ハザードマップ・警戒レベルなどについて学ぶ

・葛飾区水害ハザードマップや、災害時に発令される警戒レベルについて葛飾区から解説し、質疑応答を行いました。

クロスロードゲームを実施

・警戒レベルなどに基づき避難の判断をテーマにクロスロードゲームを行いました。
・警戒レベルの高齢者等避難、警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合の具体的な行動を検討しました。



▲被災体験をお話しいただいた
西新小岩五丁目町会 町山会長



▲グループに分かれて
クロスロードゲームを実施

第3回(実情予定)

第3回ワークショップでは、葛飾区における避難所運営や、過去の災害における避難所運営事例について学び、避難所運営に関する意見交換を実施する予定です。

また、マンション等の活用に関する事例紹介や、広域避難に関する取組を紹介し、避難についての理解を深めます。

葛飾区における避難所運営
・避難所の利用マナーの紹介、学校避難解説準備ガイドの内容を紹介し、意見交換を行います。

過去の災害における避難所
・平成30年7月豪雨発生時に開設された、避難所の運営事例を紹介し、

マンション等の活用事例・広域避難に関する取組紹介
・埼玉県戸田市のマンション活用事例や、現在検討されている広域避難の取組を紹介し、避難についての理解を深めます。



▲葛飾区の避難所の取組を紹介



▲広域避難施設となる予定の国立オリンピック記念青少年総合センター

